

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見提出者の一覧  
(実際費用方式に基づく平成25年度の接続料等の改定関係)

(受付順、敬称略)

再意見提出者(計8件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者氏名等	
1	平成25年2月27日	全国消費者団体連絡会	事務局長	河野 康子
2	平成25年3月6日	神奈川県消費者団体連絡会	事務局長	丸山 善弘
3	平成25年3月8日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
4	平成25年3月8日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
5	平成25年3月8日	株式会社 TOKAI コミュニケーションズ	代表取締役社長	鴫田 勝彦
6	平成25年3月8日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
7	平成25年3月8日	ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
8	平成25年3月8日	KDDI 株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

## 再意見書

平成 25 年 2 月 27 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

全国消費者団体連絡会  
事務局長 河野康子  
〒102-0085 千代田区六番町 1 5  
プラザエフ 6 階  
電話  
FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、再意見を提出します。

### 【意見】

東日本大震災を踏まえ、災害時等に迅速に対応するために、避難所等に予め特設公衆電話の用意をしておくことは積極的に推進するべきことであると考えます。しかし、特設公衆電話の費用を公衆電話の接続機能の原価に含めることについては反対します。

### 【理由】

最近では、携帯電話などの普及で利用者が減り、公衆電話は削減されています。東日本大震災の際には、携帯電話等不通となる事態が発生するなかで、公衆電話は不通となることなく、国民の安心をつなぐ道具として機能しました。

携帯電話等を持っていない子供たちや高齢者にとっては、公衆電話は重要な道具です。今回の申請に基づいて、特設公衆電話の費用を公衆電話料金に含めた場合、いわば社会的な弱者に制度維持のコストを負担させることにつながるのではないかと考えます。

また、同じ 10 円でも通話できる時間が短くなるなど、実質的な公衆電話料金の値上げにつながることも考えられ、その場合には、実質値上げによる利用者減が加速し、ひいてはさらに公衆電話台数が削減されることにつながることを危惧します。

### 【今後に向けて】

特設公衆電話は、これまで N T T 東西による自主的な取組みとして進められてきました。

災害時に無償で利用できる電話を平時より整備しておくことは必要不可欠であり、一企業の取組みとしてではなく、国の大規模災害対策として位置付けることが妥当だと考えます。

従って、特設公衆電話は全国あまねく提供されるユニバーサルサービス制度の中に位置づけることを検討してはどうでしょうか。

さらに、現在公衆電話の設置場所は、N T T 東西のホームページで公表されていますが、今後設置される特設公衆電話についても、設置場所、設置箇所数、設置台数等の設置基準を公表すべきだと考えます。

## 再意見書

2013年3月6日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

### 電気通信事業法第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正案についての意見

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-6-23

金子第2ビル3階

神奈川県消費者団体連絡会

事務局長 丸山 善弘

電話：

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に関し、再意見を提出します。

#### 1. 意見主旨

大規模災害への備え強化の一つとして、予め避難所等に特設公衆電話を平時より整備しておくことには必要な取り組みと考えます。しかしこの特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることには反対です。

#### 2. 意見の理由

(1) 公衆電話は携帯電話の普及等によりその利用者が大幅減少となったため、設置台数は大巾に削減されてきました。しかしながら2011年3月の東日本大震災においては、携帯電話等が不通となるなかでも公衆電話はその機能を発揮しました。

特設公衆電話の費用を公衆電話の接続費用の原価に加えることにより、①公衆電話の同じ金額での通話可能時間減となり実質値上げとなるのではないかと、②その事により利用者の更なる減少そして公衆電話設置台数の削減につながっていくのではないかと懸念します。

(2) 特設公衆電話の整備は、これまで東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取り組みとして行なわれてきましたが、本来は国の大規模災害対策の取り組みとして進めるべきことであると考えます。

従って現行のユニバーサルサービス制度の中に特設公衆電話も位置づけることが妥当と考えます。

## 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちょうめ

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

— 実際費用方式に基づく平成 25 年度接続料等の改定に係る接続約款の措置 —

平成 25 年 3 月 8 日  
東日本電信電話株式会社

<H25ヒストリカル接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>災害特別損失 (複数年度での分割算入)</p>	<p>&lt;災害特別損失について単年度ではなく複数年度に分割して原価算入すべきとのご意見&gt;</p> <p>災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、発生した災害特別損失を2年に分け、少なくとも過半を翌年度の接続料原価に反映し、平成25年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>需要の減少に伴い接続料が上昇傾向にある中、災害特別損失の接続料原価算入に起因する接続料の急激な上昇により、接続事業者の経営成績や財務、キャッシュフローの状況等経営活動に著しく大きな影響を与え、ひいては、ユーザー料金の値上げや事業撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねることにつながるおそれが生じています。</p> <p>そのため、競争事業者の経営の急激な悪化を回避し、競争環境を維持しつつユーザー利便の向上を引き続き図る観点から、接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受ける必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を</p>	<p>東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成23年第1号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成23年3月30日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。</p> <p>仮に、接続料水準を調整するために、災害特別損失を複数年度に分割して接続料原価に算入することとした場合、以下のような弊害があることからこのような方策は取るべきでないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業費用と同一の性質を有する費用であるにもかかわらず、当該費用のみ回収期間が長期化することは合理的な理由がないこと。むしろ、被災した設備の復旧やサービスの原状回復に係る費用こそ、早期に回収を図るべきものであること</li> <li>・現に、平成24年度適用接続料原価には、審議会で原価に含めることが適当であると認められたうえで、平成22年度災害特別損失として104億円を複数年度に分割することなく加算したところであり、今回、それより小規模の101億円に止まる平成23年度災害特別損失について、昨年度と異なる整理を図ることは制度としての一貫性を欠くこと</li> <li>・需要が減少傾向にある接続料の場合、災害特別損失の原価算入を後年度に繰り延べると、需要が減少する分だけ後年度における繰り延べ分の単価は上がるため、これを要因に後年度における接続料の上昇を招くおそれがあること</li> </ul> <p>なお、今回の意見が、仮に、ドライカップ接続料等に係る災害</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>災害特別損失 (複数年度での分割算入)</p>	<p>半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>本申請案の平成25年度接続料においてドライカップ、ラインシェアリングともに昨年度に比べ大幅に急激な上昇をしており、経営に多大な影響を与える程の接続料水準になっております。</p> <p>平成24年度接続料に引き続き、平成25年度においても接続料規則第3条に則り原価算入の特別な許可申請がなされていますが、本申請案におけるドライカップ、ラインシェアリングの接続料は大幅に上昇しており、災害特別損失(以下、特損)の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>NTT 東日本は本件認可申請において東日本大震災に起因する災害特別損失を接続料原価に算入し、接続料規則第3条ただし書きに基づく特別許可申請を行っています。特にメタルの端末系伝送路については平成23年度の特別損失が49億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が</p>	<p>特別損失だけを想定し、加入者光ファイバ接続料等は調整しないとするならば、これはドライカップ接続料等を負担する一部の接続事業者だけの支払いを猶予することになり、他の設備を利用する接続事業者との公平性が担保されません。逆に、加入者光ファイバ接続料等まで含めて、災害特別損失を複数年度に分割すると、加入者光ファイバの接続料原価についても後年度負担が増加し、現在検討されているメタルと光の配賦見直しによる光側のコスト増と相まって、加入者光ファイバ接続料の上昇を招く結果になるものと考えます。</p> <p>そもそも、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であると考えます。この原則の下、接続料コストの大半は、当社の利用部門が負担しており、当社として当然コスト削減努力は常に行っています。</p> <p>こうしたコスト削減を前提にしても、需要減が激しいサービスについては、接続料が上昇していくことが不可避でありますが、当社の設備を利用する他事業者には、当社同様、利用に応じて当該コストをご負担していただくを得ないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失 （複数年度での 分割算入）	<p>             接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成25年度と平成26年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。           </p> <p> <b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b> </p> <p>             発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を半分に分け、平成25年度及び平成26年度の2年間にかけて反映し、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。           </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、Knet株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</b> </p>	



区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失 (適正性の検証)	<p>               &lt;接続料に含まれる災害特別損失について適正性を検証すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第 3 条の許可を求めています。             </p> <p>               NTT 東日本殿の資料によれば、災害特別損失の施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれているとあります。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。             </p> <p>               【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】             </p> <p>               NTT 東日本については、東日本大震災における災害特別損失が引き続き接続料原価に算入されているため、特に改定率が大きくなっています。当該災害特別損失を接続料原価に算入することについては、東日本大震災の特殊性を踏まえると、一定の合理性があると考えます。ただし、災害特別損失のうち接続料原価に用いることが適当とされる費用に相当しないものまで接続料原価に算入されていないか十分に精査することが必要と考えます。             </p> <p>               【KDDI 株式会社】             </p>	<p>               東日本大震災に係る費用については、公認会計士協会から公表された処理(会長通牒平成 23 年第 1 号 東北地方太平洋沖地震による災害に関する監査対応について(平成 23 年 3 月 30 日))に基づき、災害特別損失へ計上していますが、当該特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備に係る除却損、撤去費用、応急復旧・原状回復費用及び復旧に係る人的・物的支援に係る費用は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであるため、接続会計における営業費用と同一の処理を行い、当該特別損失を接続料原価に算入しています。また、平成 24 年 3 月 29 日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要措置事項に基づき、平成 23 年度に計上した特別損失の接続料原価への算入にあたっては、その後の実地調査により判明した見積り差額(平成 23 年度第 3 四半期及び第 4 四半期において計上した特別利益)を減算しています。             </p> <p>               また、今回接続料に算入した災害特別損失については、平成 24 年度接続料においても同様に接続料原価に算入し、審議を経て認可を受けていることから、その適正性については既に認められているものと考えます。             </p> <p>               なお、ソフトバンクが指摘されている、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」については、それぞれ「土木設備、電力設備等の復旧工事に係る NTT インフラネット、NTT ファシリティーズ等への委託費」、「被災設備の復旧工事を行う社員のための食糧、布団、燃料等の物資調達及びこれに係る運搬費用」であり、いずれも復旧工事に係る費用であることから、営業費用の施設保全費と同様に接続料原価に算入することは適当と考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失 (適正性の検証)	<p>             接続料原価へ算入される費用額としては、平成24年度、平成25年度ともに100億円を超える額となっており、ドライカップ等の接続料水準に特に大きな影響を与えているところです。現状でも総務省殿によって接続事業者が本来負担するに相応な内容や範囲であることの確認は行われているものと理解していますが、詳細な情報公開のもと、接続事業者がその適正性を自ら確認できる取り組みもあって然るべきと考えます。           </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社】</b> </p> <p>             災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されているとのことですが、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。           </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、K n e t 株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社T O K A I コミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</b> </p>	

区分	他事業者意見	当社意見
災害特別損失 (情報開示)	<p>               &lt;平成24年度以降の災害特別損失の見込みについて                早期に公表すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               東日本大震災に起因する特別損失は平成26年度接続料にも算入するとされていることから、NTT 東日本は平成24年度の実績額の見込みや平成25年度以降の計画について接続事業者に早期に公表し、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要です。             </p> <p> <b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b> </p>	<p>               接続料に算入する災害特別損失については、接続会計報告の際に設備区分別の災害特別損失の内訳を自主的に開示するとともに、接続料算定根拠においても公表するなど、可能な範囲で一般への情報開示を行っているところです。             </p> <p>               なお、平成24年度においては、街の復興等に伴って復旧工事等が生じたことや収容ビルの高台移転を行うことになったことを踏まえ、これらに係る費用について、平成24年度第3四半期決算において全社で約34億円の災害特別損失を計上しています。             </p> <p>               「接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要」との意見がありますが、当社は被災地での復旧活動に最善の努力をしており、その取り組み内容についてまで関係者間で合意形成を図る必要はないと考えます。また、復旧工事に伴って発生した災害特別損失は、第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用と同一の性質を有するものであり、昨年度においても接続料原価への算入が認められたものであることから、これを接続料の原価に含めることについて、改めて関係者間で合意形成を図る必要はないものと考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス (効率化の検証)	<p>               &lt;接続料原価の効率化状況等を検証すべきとのご意見&gt;                実際費用方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績費用のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿において、コスト削減インセンティブが働き難いと考えられます。そのため、接続料原価の効率化状況等を厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。                【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】             </p>	<p>               コスト削減の効果は当社の業績に直接反映されること、また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、当然、当社としてコスト削減を進めています。                現に、当社はこれまで、退職再雇用制度・地場賃金の導入や各種業務拠点の集約、新規投資の抑制等の徹底した効率化に取り組み、例えば、メタル回線コストでいえば、再編直後の平成12年度と比較して平成23年度では東西合計で約▲40%のコスト削減を実現しています。                なお、接続料の算定方法は、実際の設備に係るコスト及び乖離額調整分を過不足なく回収できる現行の実績原価方式が適切であると考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>レガシー系サービス (接続料の上昇抑制措置)</p>	<p>&lt;接続料の急激な上昇を抑制するための措置を講ずるべきとのご意見&gt;</p> <p>今回申請された実際費用方式に基づく平成25年度接続料のうち、ドライカップをはじめとするレガシーサービスについては、需要減に応じたコスト削減が十分になされておらず、特に、ドライカップ接続料については、NTT東・西共に前年に比べ大幅に上昇しています。このまま上昇が続いた場合、ユーザ料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねる懸念があります。今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、事業の安定性・継続性に配慮し、今回認可申請されたドライカップをはじめとするメタル回線に係る接続料については、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。また、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、需要減に応じたメタル回線に係るコストのより一層の削減をして、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>これまでも、競争事業者は、コスト削減努力を続け、接続料上昇によるユーザ料金の値上げや事業の撤退を回避してきましたが、接続料コストについては、自らの企業努力で削減することができません。今回の急激な接続料水準の上昇は、競争事業者の来年度の決算やキャッシュフローなど経営に与える影響が著しく大きいため、</p>	<p>当社はこれまで徹底した効率化によりコスト削減に取り組んでいますが、需要の大幅な減少が続く以上、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただくべきを得ないと考えます。</p> <p>仮に、接続料の急激な上昇を抑制する観点から、意図的に接続料の水準を引き下げようとするような措置が採られ、当社において未回収コストが発生するようなことになれば、各事業者に設備を貸し出す当社に対し一方的に負担を押し付けることになり、著しく負担の公平性を欠くものと考えます。</p> <p>なお、レガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避である中、ユーザ料金をどのように設定するか、どのような事業展開をしていくかについては、各事業者が経営判断すべき問題であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス （接続料の上昇抑制措置）	<p>これまで実現してきた低廉な料金でのサービス提供ができなくなり、各地域においてユーザ利便が損なわれかねない極めて重大な事態に直面しています。</p> <p>引き続き、競争環境を維持し、ユーザ利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカッパ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることを要望いたします。</p> <p>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム. ビー. エス、関西ブロードバンド株式会社、K n e t 株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社T O K A I コミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</p> <p>今回、NTT 東西より認可申請された平成 25 年度の接続料は前年と比較して大幅に値上がりしていることから、長期的な視点での検討に加えて直近の変動に対しても即効性のある措置を講ずる事が必要です。今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢が DSL のみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH 等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇により DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。</p> <p>【株式会社T O K A I コミュニケーションズ】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス (情報開示)	<p>               &lt;認可申請前に接続料算定に係る基礎数値等を公表すべきとのご意見&gt;                接続事業者から見た場合、翌年度の1回線あたりの接続料はNTT東西の本件認可申請時点において初めてその推移や算定根拠を認識することが可能となります。需要が増加傾向にある段階においても接続料の検証可能性と予見性は最大限担保されるべきものですが、需要が減少傾向に転じた場合には、接続料の上昇が接続事業者の事業環境を悪化させひいてはユーザ利便に影響を与える懸念もある事から、当該年度の接続料算定の基礎数値となる実績原価の内訳、稼働回線数実績や調整額の積算根拠となる数値については認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要です。  <b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b> </p>	<p>               当社としては、これまでも接続会計報告や認可申請において、設備区分別の費用や算定根拠等を開示するなど、可能な限り早期に、接続事業者の予見可能性に資するデータを開示してきているところであり、接続事業者の予見性は確保されているものと考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
調整額 （算定方法の見直し）	<p>               &lt;接続料の急激な変動を抑制するために調整額制度を見直すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。             </p> <p>               この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。             </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社】</b> </p> <p>               需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないという傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。             </p> <p> <b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b> </p>	<p>               平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。             </p> <p>               仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。             </p> <p>               その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。             </p>



区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (算定方法の見直し)</p>	<p>今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額（調整額）の影響より、とりわけドライカップ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額（調整額）が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、Knet株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (複数年度での分割算入)</p>	<p>&lt;調整額について単年度ではなく複数年度に分割して原価算入すべきとのご意見&gt;</p> <p>調整額については、平成 25 年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に 2 年に分け、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>本申請案では、NTT西殿のドライカップもNTT東殿と同様に 1,400 円に近づく接続料水準へ上昇しております。ラインシェアリングにおいても、NTT東西殿ともに 100 円に近づく接続料水準となっており、調整額が上昇の要因となっていることから、ドライカップ、MDFに関しては、調整額についても、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度（平成 25 年度と平成 26 年度接続料の 2 年間）に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離額を調整額として算入しており、この乖離額調整制度はあらかじめ接続料が確定する方式として一定の予見性はあるものの、需要の減少傾向が継続し、</p>	<p>平成 25 年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。</p> <p>仮に、需要が減少傾向にある接続料の場合、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べることとした場合には、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになるため、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。</p> <p>その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (複数年度での 分割算入)</p>	<p>さらに需要の減少分に見合うコスト削減が行われない場合には、1回線当たりの調整額が過大に上昇する構造にあります。また一方で本件認可申請における NTT 東日本の中継光ファイバのように会計処理の変更に起因する計上コストの変動に伴い接続料が乱高下する場合もあり、調整額の推移は接続事業者にとって予見することが非常に難しいものとなっております。調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第8条第2項第2号の定めるところにより緩和できることとされていることから、少なくとも平成25年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成25年度と平成26年度の2カ年にコストを分散することを希望いたします。</p> <p><b>【株式会社 TOKAI コミュニケーションズ】</b></p> <p>調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、Knet 株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</b></p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>メタル回線のコストの在り方に関する検討会 (配賦見直し)</p>	<p>&lt;コスト配賦の見直しにより、光ファイバ接続料の低廉化を妨げるべきではないとのご意見&gt;</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等の議論がなされているところですが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、これまでメタル回線のコストとして計上されていたものを過度かつ急激に光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、競争促進ひいてはマイグレーションが損なわれかねません。</p> <p>したがって、今後需要増加の見込みがないドライカップの接続料水準の抑制にあたっては、メタル利用者の主な移行先の1つである光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。</p> <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>ドライカップ接続料</p>	<p>＜メタル回線の効率化計画や今後の接続料水準について情報開示すべきとのご意見＞</p> <p>メタル研究会の議論の結果により、来年度以降接続料における接続料原価の適正化は図られる可能性があります。メタル回線に係る接続料は、稼働回線数の減少が回線コストの削減量を上回っていることから上昇傾向にあり、現在の実際費用方式に基づく算定を継続する限り、今後もその傾向は続くものと想定されます。</p> <p>メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては重要なアクセス手段ということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える不可欠性の高い通信サービスを担っています。</p> <p>そのため、NTT 東西殿より、メタル回線に対する効率化計画、取り組みといった長期的な計画や接続料水準の見直し等をご提示頂いた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について、計画的に事業運営できるように、ご議論して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ドライカップ接続料については、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、費用配賦の見直し等、メタル回線コストの在り方について議論されていますが、そこでの検討結果や当社のコスト削減努力を前提としても、需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>しかしながら、今後、需要がいつどの程度減少するかという点については、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けるため、先々の見通しは不透明であることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難です。</p> <p>従って、ドライカップ接続料の上昇が不可避である中、各事業者においても、各自の判断にて事業運営を行っていただきたいと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見						
MDF	<p data-bbox="416 293 1153 363">&lt;MDFについて配賦基準の見直しや検証を行うべき のご意見&gt;</p> <p data-bbox="416 379 1153 724">MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっております。現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="309 778 495 807">&lt;メタル主配線盤&gt;</p> <table border="1" data-bbox="331 815 1128 1034"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 815 517 858"></th> <th data-bbox="517 815 1128 858">現行の配賦基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 858 517 948">施設保全費</td> <td data-bbox="517 858 1128 948"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>・上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="331 948 517 1034">減価償却費</td> <td data-bbox="517 948 1128 1034"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>・上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="427 1066 786 1094">【イー・アクセス株式会社】</p>		現行の配賦基準	施設保全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>・上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul>	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>・上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul>	<p data-bbox="1182 293 2040 475">主配線盤に係る施設保全費については、MDFとFTMで一体的に保全作業を行っていることから、総芯線数比により設備量に応じて「主配線盤（MDF）」「主配線盤（FTM）」に配賦しています。また、減価償却費については、MDFとFTMそれぞれ個別把握しています。</p> <p data-bbox="1182 491 2040 555">以上のことから、現在の費用把握方法は適正であり、見直しの必要性はないと考えています。</p>
	現行の配賦基準							
施設保全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>・上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul>							
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>・上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul>							

区分	他事業者意見	当社意見																																						
回線管理運営費	<p data-bbox="421 292 1086 320">&lt;回線管理運営費の上昇を抑制すべきとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="421 339 1137 523">本申請案の回線管理運営費は、NTT西殿のラインシェアリング以外を除き、前年度より大幅に上昇しております。近年はメタル回線の需要減少だけでなく、システム開発費用の算入も強く影響しており、回線管理運営費の接続料水準は上昇傾向にあります。</p> <p data-bbox="421 542 1137 687">特に、光ファイバ開通申込受付システムにおいては、平成24年度以降も新たなシステム開発が多く予定されており、平成26年度の回線管理運営費は更に上昇するものと思われます。</p> <div data-bbox="324 754 1122 1093" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p data-bbox="324 778 539 807">【回線管理運営費の推移】</p> <table border="1" data-bbox="309 815 1122 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="309 815 640 906">年度</th> <th data-bbox="640 815 719 906">H22</th> <th data-bbox="719 815 797 906">H23</th> <th data-bbox="797 815 864 906">H24</th> <th data-bbox="864 815 931 906">H25</th> <th data-bbox="931 815 1010 906">前年度 差額</th> <th data-bbox="1010 815 1122 906">前年度 増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 906 387 997" rowspan="2">NTT 東</td> <td data-bbox="387 906 640 954">ラインシェアリング</td> <td data-bbox="640 906 719 954">38 円</td> <td data-bbox="719 906 797 954">42 円</td> <td data-bbox="797 906 864 954">50 円</td> <td data-bbox="864 906 931 954">57 円</td> <td data-bbox="931 906 1010 954">7 円</td> <td data-bbox="1010 906 1122 954">14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 954 640 997">ドライカッパ・光ファイバ・PHS</td> <td data-bbox="640 954 719 997">41 円</td> <td data-bbox="719 954 797 997">42 円</td> <td data-bbox="797 954 864 997">51 円</td> <td data-bbox="864 954 931 997">57 円</td> <td data-bbox="931 954 1010 997">6 円</td> <td data-bbox="1010 954 1122 997">11.7%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 997 387 1093" rowspan="2">NTT 西</td> <td data-bbox="387 997 640 1045">ラインシェアリング</td> <td data-bbox="640 997 719 1045">50 円</td> <td data-bbox="719 997 797 1045">46 円</td> <td data-bbox="797 997 864 1045">55 円</td> <td data-bbox="864 997 931 1045">61 円</td> <td data-bbox="931 997 1010 1045">6 円</td> <td data-bbox="1010 997 1122 1045">10.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="387 1045 640 1093">ドライカッパ・光ファイバ・PHS</td> <td data-bbox="640 1045 719 1093">58 円</td> <td data-bbox="719 1045 797 1093">60 円</td> <td data-bbox="797 1045 864 1093">60 円</td> <td data-bbox="864 1045 931 1093">59 円</td> <td data-bbox="931 1045 1010 1093">▲1 円</td> <td data-bbox="1010 1045 1122 1093">▲1.6%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="421 1169 1137 1361">回線管理運営費の原価の費用別内訳は、主に変動部分（SOに連動）と固定部分（システム開発費等）に分けられますが、各々のコスト低廉化、最適化を図り、接続事業者への負担を抑止するような施策の検討が必要と考えます。</p> <p data-bbox="421 1377 898 1406">以下、具体的にご提案いたします。</p>	年度		H22	H23	H24	H25	前年度 差額	前年度 増減率	NTT 東	ラインシェアリング	38 円	42 円	50 円	57 円	7 円	14%	ドライカッパ・光ファイバ・PHS	41 円	42 円	51 円	57 円	6 円	11.7%	NTT 西	ラインシェアリング	50 円	46 円	55 円	61 円	6 円	10.9%	ドライカッパ・光ファイバ・PHS	58 円	60 円	60 円	59 円	▲1 円	▲1.6%	<p data-bbox="1189 292 2051 395">回線管理運営費については、毎年度のSO件数の減少等に応じ、業務人員数を削減する等、費用の効率化を図っており、接続料の低廉化に努めているところです。</p> <p data-bbox="1189 443 1682 472">&lt;プライスカップの設定について&gt;</p> <p data-bbox="1189 483 2051 667">接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本であり、他事業者には、当社同様、利用に応じて実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが原則と考えます。そのため、原価に基づかないプライスカップ規制を接続料の算定に持ち込むことは、馴染まないものと考えます。</p> <p data-bbox="1189 730 1883 759">&lt;システムの開発計画等に係る透明性担保について&gt;</p> <p data-bbox="1189 770 2051 914">当社は申込受付等に係るシステム改修に係る意見交換会（本年は5月と11月の2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）のシステム改修案件について、必要な情報開示をさせていただきます。</p> <p data-bbox="1189 930 2051 1034">また、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、システム改修案件についてのご理解を得ながら、システム改修を実施してきているところです。</p> <p data-bbox="1189 1050 2051 1153">当社としては、今後とも、上記意見交換会等の機会を通じて、他事業者のご理解を得られるように十分な説明を行い、システム改修を実施していく考えです。</p>
年度		H22	H23	H24	H25	前年度 差額	前年度 増減率																																	
NTT 東	ラインシェアリング	38 円	42 円	50 円	57 円	7 円	14%																																	
	ドライカッパ・光ファイバ・PHS	41 円	42 円	51 円	57 円	6 円	11.7%																																	
NTT 西	ラインシェアリング	50 円	46 円	55 円	61 円	6 円	10.9%																																	
	ドライカッパ・光ファイバ・PHS	58 円	60 円	60 円	59 円	▲1 円	▲1.6%																																	

区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>① 変動部分（SOに連動）について</p> <p>ドライカップ、ラインシェアリングのコストは削減傾向にあるものの、需要減少に見合ったコスト削減に至らず、接続料の上昇要因となっています。NTT東西殿のコスト効率化を行うインセンティブを働かせるためにも、プライスカップ等の基準値（例：ラインシェアリング 60 円等）を設定し、超えた場合は、申込受付稼働を見直すなどの施策を検討する必要があると考えます。</p> <p>② 固定部分（システム開発費等）について</p> <p>平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。</p> <p>また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。</p> <p>光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの</p>	<p>&lt;光ファイバ開通申込受付システムの償却期間について&gt;</p> <p>回線管理運営費の原価となる光ファイバ開通申込システムの開発費用については、当社とベンダとの委託契約に基づき、当該年度に実際に支払った費用を、接続会計において整理しているものであり、適切なものと考えています。</p> <p>&lt;システム開発費用について要望事業者に基づく機能別の配賦とすること、また平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦について&gt;</p> <p>回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じるどころ、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>



区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していた            だきたいと考えます。</p> <p>&lt;提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却            期間を10年等に延長する</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件につ            いては、機能別の配賦とする</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、            費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成2            5年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別            の配賦とする</li> </ul> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>ラインシェアリングにおいて回線管理費の割合が            年々上昇し、回線管理運営費の変動そのものがラインシ            ェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因と            なっています。回線管理運営費は接続事業者のサービス            オーダー数に比例して発生する工事稼動に係るコスト            等と、接続事業者のサービスオーダーを受け付ける申込            受付システムに係るコスト等に大別されますが、前者に            ついては NTT 東西が一層のコスト圧縮を行い、かつ後            者については NTT 東西が接続事業者に対して改修計画            を公開した上で、接続事業者が事前に合意しないシステ            ム改修を行わないことで需要の減少による接続料の上            昇を抑制していく必要があります。</p> <p>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>＜回線管理運営費の算定方法について平準化から機能別にすることを現時点で決定すべきではないとのご意見＞</p> <p>回線管理運営費の扱いについては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況であったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しており、現段階においてもその状況に変化がないことから現行の算定方法を継続すべきと考えます。</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、回線管理運営費の扱いについて検討されているところですが、仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きく、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図る観点から、算定方法について平準化から機能別にすることを現時点で決定すべきではなく、当面は光ファイバの需要状況を慎重に見極めることが必要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じるところ、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
中継ダークファイバ	<p>＜中継ダークファイバについては乖離額を縮小するために特例的に将来原価を適用すべきとのご意見＞</p> <p>中継ダークファイバについては、接続料原価のコスト削減等により、全体としては値下げ傾向にありますが、過去の実績費用と接続料収入の差が大きく、その乖離額調整により、接続料が大きく増減します。なお、平成25年度接続料は、平成24年度の乖離額との差が大きいことから、平成24年度接続料比で、NTT 東日本殿：24.5%、NTT 西日本殿：7.0%の大幅な上昇となっています。</p> <p>乖離額は、過去の実績費用と接続料収入との差分により発生するものですが、この問題を解決するためには、この乖離額を縮小する他にないと考えます。そのため、中継ダークファイバについては、特例的に将来原価方式を適用し、乖離額を縮小するといった対策を来年度の接続料申請までに検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整の仕組みにより、当社の設備を利用した接続事業者にご負担いただく必要があると考えます。</p> <p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであり、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>しかしながら、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておらず、まずはこの点について見直していただくことが必要と考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>公衆電話 (特設公衆)</p>	<p>&lt;特設公衆電話の費用負担のあり方、設置のあり方について更なる議論が必要とのご意見&gt;</p> <p>本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東西殿は、特設公衆電話に係る端末回線コスト及び NTS コストについて、接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第 3 条の許可を求めています。</p> <p>震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT 東西殿以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>① 災害発生時の通信の確保は重要な課題となっています。第 1 種公衆電話の増設が検討された中で、NTT 東西から特設公衆電話の自主的設置が提案されました。しかし、災害時の通信確保の上で重要な役割を果たす特設公衆電話の設置は、全国あまねく実施されるべきであり、NTT 東西の社会貢献の範囲で済まされるものではないと考えます。</p> <p>② 特設公衆電話は、国の防災対策として一定の基準のもと、必要な個所にすべて設置することを強く望みます。</p> <p>③ その費用に関しては、設置費を含め税金等で賄われるべきものと考えます。</p>	<p>当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナルやコンビニエンスストア等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。</p> <p>また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成 23 年 12 月 27 日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。</p> <p>特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。</p> <p>その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、</li> <li>・ 特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>公衆電話 (特設公衆)</p>	<p>④ 今回の変更案は、N T Tの裁量で設置した特設公衆電話の費用を、平時の公衆電話利用者に転嫁するものであり、認めることはできません。</p> <p>【全国地域婦人団体連絡協議会】</p> <p>東日本大震災での教訓から、災害時等に避難所等に設置され、無料で利用できる特設公衆電話について、災害時等にその利用が迅速にできるよう、避難所等に予め電話回線を引く工事が進められていることを歓迎しますが、接続料のあり方含め、以下の意見を述べますので、ご検討をよろしくお願いいたします。</p> <p>1. 今回の申請内容である、特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への参入は、公衆電話料金の値上がりにつながる可能性があります。現状では、特設公衆電話の基本料相当の費用はN T T東西が負担となっています。今回の申請で、この費用が、通常の公衆電話の接続における携帯電話等の着信側の事業者がN T T東西に支払う公衆電話接続料の一部である基本料相当の費用に参入許可されれば、着信側事業者の負担(支出)が増え、その増加分なり一部が着信側事業者の収入となる公衆電話通話料金に転嫁される可能性があります。公衆電話利用者の負担が増える可能性がある提案には賛同できません。</p> <p>2. 通常の公衆電話利用者が、災害時等の特設公衆電話にかかる費用をさらに負担することにつながり、不公平感を助長します。</p>	<p>求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと</p> <p>今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。</p> <p>したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。</p> <p>なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は2.6%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。</p> <p>また、N T T東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>公衆電話 (特設公衆)</p>	<p>1. で述べた可能性のもとでは、通常の公衆電話利用者が特設公衆電話にかかる費用の一部をさらに負担することになります。特設公衆電話にかかる費用負担については、一部利用者に転嫁される可能性を生む仕組みではなく、別途検討されるべきと考えます。</p> <p>3. 災害時の無料公衆電話の設置のあり方、並びにそれに係る費用負担のあり方については、防災的視点から国民に保障していく内容で検討してください。</p> <p>災害時等に無料で利用できる公衆電話が、常設であれ、特設であれ、多く存在することは非常に心強いです。その設置については、設置箇所や台数が事業者や自治体の意思や自主的取り組みにゆだねられるだけにとどめず、国の防災対策として推進すべき内容と捉えています。また、それに伴う費用負担のあり方についても、一部利用者に負担を及ぼす状況作りではなく、基金作りや税金の投入等も考えられます。設置や費用負担のあり方についての検討を要望します。</p> <p>【東京消費者団体連絡センター】</p>	<p>の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
公衆電話 (情報開示)	<p>               &lt;公衆電話の効率化計画等の見通しを開示すべきとのご意見&gt;                現状、公衆電話の接続料そのものが大幅に上昇傾向にあることから、公衆電話全体としての効率化計画や将来の見通し等について、NTT 東西殿よりご提示して頂くことも不可欠と考えます。                【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】             </p>	<p>               公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止（約▲1.1万台（平成23年度））、撤去した公衆電話機の再利用（約2,500台（平成23年度））といった不断のコスト削減努力により約▲9.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等のほか、平成22年度の東日本大震災に伴う一時的なトラヒックの増加により、平成23年度は対前年で、トラヒックが大幅に減少したため（▲20.2%）、値上げとなっているものです。                なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。             </p> <p>               &lt;参考&gt;公衆電話台数等の前年比較                (数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)             </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆電話台数 平成22年度末：12万2千台→平成23年度末：11万台（▲9.8%）</li> <li>・公衆電話に係るコスト 平成22年度：111億→平成23年度：101億（▲9.5%）</li> <li>・公衆電話に係るトラヒック 平成22年度：495万時間→平成23年度：359万時間（▲20.2%）</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見																																				
分岐端末回線、光屋内配線等	<p>＜光信号主端末回線に付随する接続料の更なる低廉化が必要とのご意見＞</p> <p>競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが、競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上を実現するうえで必須です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。</p> <p>当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="1189 480 2047 639"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線<sup>※1</sup></td> <td>310</td> <td>274</td> <td>261</td> <td>▲36</td> <td>▲13</td> <td>▲11.6%</td> <td>▲4.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線<sup>※2</sup></td> <td>193</td> <td>188</td> <td>183</td> <td>▲5</td> <td>▲5</td> <td>▲2.6%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費<sup>※3</sup></td> <td>18,665</td> <td>18,395</td> <td>17,958</td> <td>▲270</td> <td>▲437</td> <td>▲1.4%</td> <td>▲2.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</small></p>		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	310	274	261	▲36	▲13	▲11.6%	▲4.7%	光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	188	183	▲5	▲5	▲2.6%	▲2.7%	光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,665	18,395	17,958	▲270	▲437	▲1.4%	▲2.4%
	H23適用	H24適用					H25適用	増減		増減率																												
			H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																
光信号分岐端末回線 <sup>※1</sup>	310	274	261	▲36	▲13	▲11.6%	▲4.7%																															
光屋内配線 <sup>※2</sup>	193	188	183	▲5	▲5	▲2.6%	▲2.7%																															
光屋内配線工事費 <sup>※3</sup>	18,665	18,395	17,958	▲270	▲437	▲1.4%	▲2.4%																															



区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜光屋内配線の加算額算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直すべきのご意見＞</p> <p>屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間は、今回申請された平成25年度接続料においても、これまで同様3.1時間となっており、導入当初から全く見直しがなされておられません。実態に合わせて見直すべきと当社はこれまでも継続的に主張してきましたが、NTT東・西からは、「現時点で故障修理時間に影響を及ぼすような新たな工法の実施等、故障修理の作業環境の変化がないことから、再計測は実施していません」との回答を受けています。しかし、光屋内配線については、現在、引き通し形態による光コンセント型の部材が主流であり、光ファイバ展開当初に比べ工法自体に大きな変更が生じ、ユーザー利便の向上が図られており、故障発生頻度は減少していると考えられ、「引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当」（平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申）との総務省の考え方にも合致している状況にあると考えます。そのため、NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに</p>	<p>光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>なお、実際の故障修理においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線使用料を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p> <p>また、平均的な使用期間については、当社がユーザ宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数が10年であることや、当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それらの状況に大きな変化がないことから、見直しは実施していません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用年数（10年）についても見直しが必要です。</p> <p>現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えないと考えます。したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合わせるべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜光屋内配線工事費の算定に使用している工事時間を実態に合わせて見直すべきとのご意見＞</p> <p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間（2.467時間）についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同様、これまで見直しが実施されておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間についても、平成21年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がないことから、現行の工事時間については適切なものと考えています。</p> <p>なお、実際の工事においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線工事費を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>くビル／マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造と、準用先の高速デジタル伝送サービスのコスト構造の差を明らかにすべきとのご意見&gt;</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)で、光屋内配線に関して「ただし今後、光屋内配線の低廉化が進み、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造が大きく異なることが明らかになった場合には、接続約款に規定されている接続料の適正性を確保する観点から、必要な見直しを行うことが適当である。」という考え方が示されていますが、接続事業者でコスト構造を確認することは困難です。従って例えば屋内配線利用料の料金算定の各諸比率の開示することや、また現状では接続事業者は NTT 東西殿の既設空きの光屋内配線設備を利用する実態も踏まえ、実際のコスト構造と、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造について差が生じていないかどうか接続事業者に明らかにした上で、見直しを検討頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ビル／マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造については、準用先の高速デジタル伝送サービスと全く同一のものです。その上で、2 芯で利用される高速デジタル伝送サービスの料金を 2 で除すことにより、1 芯で利用される光屋内配線の料金としているものであり、現在適用している料金は適切なものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
電話帳掲載手数料	<p data-bbox="416 293 1149 363">&lt;電話帳掲載手数料のコスト削減努力等について検証すべきのご意見&gt;</p> <p data-bbox="416 379 1149 683">電話帳掲載手数料は前年度に比べ、50音別電話帳ではNTT 東日本殿で16.2%、NTT 西日本殿で10.0%の大幅な値上げとなっております。要因として、1版当たりの平均掲載件数が減少傾向にある中で印刷・製本作業委託費が増加しています。NTT 東西殿は一層のコスト削減が求められているところですが、印刷・製本作業委託費が増加した原因や、適切にコスト削減努力がなされたのか検証が必要と考えます。</p> <p data-bbox="416 699 1149 769">【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p data-bbox="1184 293 2045 399">電話帳掲載手数料は、電話帳へ電話番号を掲載するために必要な1版あたりのコストを原価とし、平均掲載件数で除して算出しています。</p> <p data-bbox="1184 414 2045 558">50音別電話帳の電話帳掲載手数料については、平均掲載件数が減少したことに加え、電話帳の原料である用紙の価格が上昇した影響を受け、印刷・製本委託額が上昇したこと等により、単金は値上げとなる結果になっています。</p> <p data-bbox="1184 574 2045 718">なお、システムコストの更なる削減や、発行部数を削減させることによる印刷・製本コストの抑制等、電話帳掲載手数料のコスト削減に努めており、今後も継続してコスト削減施策を実施していく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
優先接続受付手続費	<p>＜優先接続受付手続費について抜本的なコスト削減策を講じるべきとのご意見＞</p> <p>優先接続受付手続費に関しては、NTT 東西殿において次年度に実施する新たなコスト削減策を提案する等の対応も見られますが、一方でそれでもなお大幅に上昇することが見込まれます。</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)に「サービス移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」と答申されていることもあり、例えば、当該業務に従事する体制(業務別の要員数やスペース)の情報開示や、マイラインセンターの廃止を含む代替手段について検討し、引き続き抜本的なコスト削減策を講じて頂きたいと考えております。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>優先接続受付手続費は、受付業務に必要な費用からお客様負担額を除いた費用を原価とし、登録受付区分数で除して算出しています。</p> <p>当社は、業務効率化に加えた各種のコスト削減を継続して実施するとともに、平成 24 年度は優先接続受付システムの保守時間の見直しによる保守運営費の削減を実施し、平成 25 年度には抜本的なコスト削減施策として、書面申込の廃止による受付稼働の削減等を実施する予定です。</p> <p>当社としては、こうしたコスト削減に努めていますが、各事業者の事業活動の結果に伴う有料登録受付件数(対前年▲54%)及び登録受付区分数(対前年▲33%)の減少が著しいことから、当該手続費は上昇したものです。</p> <p>当社は引き続き、コスト削減に努めていく考えであり、今後とも各事業者のご協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、ソフトバンクよりご要望いただいた当該業務に係る情報開示については、必要に応じてマイラインセンターの現地視察も含めて対応させていただく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
設備集約時における問題	<p>               &lt;ADSL設備を集約化する際に、撤去対象設備にジャンパ線が残っており撤去できない事例が多発しているとのご意見&gt;             </p> <p>               NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており（以下、残ジャンパ）撤去出来ない事例が多発しております。             </p> <p>               この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。             </p> <p>               残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事業が根本的に発生しないように早急に運用を改善していただく必要があると考えます。             </p> <p>               【イー・アクセス株式会社】             </p>	<p>               ご指摘の残ジャンパについては、イー・アクセスよりご提示頂き、速やかに撤去を進めているところであり、当社としましては、他事業者からの設備撤去の申込時に、残ジャンパの有無を確認する等、本事象の解消に向けて現在協議をさせて頂いているところです。             </p>

## 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511  
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゆうおうくばんばちよう ばん ごう  
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 1 5 号  
(ふりがな) にしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしや  
氏 名 西日本電信電話株式会社  
むらお かずとし  
代表取締役社長 村尾 和俊

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 29 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)



別紙

## 接続約款の変更案への意見に対する再意見

— 実際費用方式に基づく平成 25 年度の接続料等の改定に係る接続約款の措置 —

平成 25 年 3 月 8 日  
西日本電信電話株式会社

<H25ヒストリカル接続料 再意見>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>レガシー系サービス (効率化の検証)</p>	<p>&lt;接続料原価の効率化状況等を検証すべきとのご意見&gt;</p> <p>実際費用方式に基づく接続料算定では、乖離額調整含め過去の実績費用のすべてを接続料原価として回収することが可能となっているため、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿において、コスト削減インセンティブが働き難いと考えられます。そのため、接続料原価の効率化状況等を厳格に検証して頂いた上で、認可して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>コスト削減の効果は当社の業績に直接反映されること、また、接続料コストの大半は当社の利用部門が負担していることから、当然、当社としてコスト削減を進めています。</p> <p>現に、当社はこれまで、退職再雇用制度・地場賃金の導入や各種業務拠点の集約、新規投資の抑制等の徹底した効率化に取り組み、例えば、メタル回線コストでいえば、再編直後の平成12年度と比較して平成23年度では東西合計で約▲40%のコスト削減を実現しています。</p> <p>なお、接続料の算定方法は、実際の設備に係るコスト及び乖離額調整分を過不足なく回収できる現行の実績原価方式が適切であると考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス （接続料の上昇抑制措置）	<p>               &lt;接続料の急激な上昇を抑制するための措置を講ずるべきとのご意見&gt;                今回申請された実際費用方式に基づく平成25年度接続料のうち、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスについては、需要減に応じたコスト削減が十分になされておらず、特に、ドライカップ接続料については、NTT東・西共に前年に比べ大幅に上昇しています。このまま上昇が続いた場合、ユーザー料金の値上げや事業の撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねる懸念があります。今回のような接続料の急激な上昇は、競争事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、事業の安定性・継続性に配慮し、今回認可申請されたドライカップをはじめとするメタル回線に係る接続料については、急激な上昇を抑制する措置を講じていただくことが必要と考えます。また、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、需要減に応じたメタル回線に係るコストのより一層の削減をして、接続料の急激な上昇を抑制していただくことが必要です。                【KDDI株式会社】             </p> <p>               これまでも、競争事業者は、コスト削減努力を続け、接続料上昇によるユーザ料金の値上げや事業の撤退を回避してきましたが、接続料コストについては、自らの企業努力で削減することができません。今回の急激な接続料水準の上昇は、競争事業者の来年度の決算やキャッシュフローなど経営に与える影響が著しく大きいため、             </p>	<p>               当社はこれまで徹底した効率化によりコスト削減に取り組んでいますが、需要の大幅な減少が続く以上、ドライカップをはじめとするレガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。             </p> <p>               こうした状況下にあっても、接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、当社の設備を利用する接続事業者は、当社利用部門同様、利用に応じてご負担いただかざるを得ないと考えます。             </p> <p>               仮に、接続料の急激な上昇を抑制する観点から、意図的に接続料の水準を引き下げようとする措置が採られ、当社において未回収コストが発生するようなことになれば、各事業者に設備を貸し出す当社に対し一方的に負担を押し付けることになり、著しく負担の公平性を欠くものと考えます。             </p> <p>               なお、レガシー系サービスの接続料水準が上昇していくことは不可避である中、ユーザ料金をどのように設定するか、どのような事業展開をしていくかについては、各事業者が経営判断すべき問題であると考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス （接続料の上昇抑制措置）	<p>これまで実現してきた低廉な料金でのサービス提供ができなくなり、各地域においてユーザ利便が損なわれかねない極めて重大な事態に直面しています。</p> <p>引き続き、競争環境を維持し、ユーザ利便の維持・向上を図っていくためにも、ドライカップ接続料をはじめとするメタル回線に係る接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じることを要望いたします。</p> <p>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム. ビー. エス、関西ブロードバンド株式会社、K n e t 株式会社、K D D I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社T O K A I コミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</p> <p>今回、NTT 東西より認可申請された平成 25 年度の接続料は前年と比較して大幅に値上がりしていることから、長期的な視点での検討に加えて直近の変動に対しても即効性のある措置を講ずる事が必要です。今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢が DSL のみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH 等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇により DSL 以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。</p> <p>【株式会社T O K A I コミュニケーションズ】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
レガシー系サービス (情報開示)	<p>               &lt;認可申請前に接続料算定に係る基礎数値等を公表すべきとのご意見&gt;                接続事業者から見た場合、翌年度の1回線あたりの接続料はNTT東西の本件認可申請時点において初めてその推移や算定根拠を認識することが可能となります。需要が増加傾向にある段階においても接続料の検証可能性と予見性は最大限担保されるべきものですが、需要が減少傾向に転じた場合には、接続料の上昇が接続事業者の事業環境を悪化させひいてはユーザ利便に影響を与える懸念もあることから、当該年度の接続料算定の基礎数値となる実績原価の内訳、稼動回線数実績や調整額の積算根拠となる数値については認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要です。  <b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b> </p>	<p>               当社としては、これまでも接続会計報告や認可申請において、設備区別の費用や算定根拠等を開示するなど、可能な限り早期に、接続事業者の予見可能性に資するデータを開示してきているところであり、接続事業者の予見性は確保されているものと考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (算定方法の見直し)</p>	<p>&lt;接続料の急激な変動を抑制するために調整額制度を見直すべきとのご意見&gt;</p> <p>本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。</p> <p>この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社】</b></p> <p>需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないう傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともにNTT東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。</p> <p><b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b></p>	<p>平成25年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。</p> <p>仮に、ご指摘のような、接続料の急激な変動を抑制するために調整額の後年度への繰り延べ等を行うと、需要が減少傾向にある接続料の場合は、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べるため、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになり、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。</p> <p>その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (算定方法の見直し)</p>	<p>今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額（調整額）の影響より、とりわけドライカップ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額（調整額）が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p> <p>毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。</p> <p>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、Knet株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (複数年度での分割算入)</p>	<p>&lt;調整額について単年度ではなく複数年度に分割して原価算入すべきとのご意見&gt;</p> <p>調整額については、平成 25 年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に 2 年に分け、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>本申請案では、NTT西殿のドライカップもNTT東殿と同様に 1,400 円に近づく接続料水準へ上昇しております。ラインシェアリングにおいても、NTT東西殿ともに 100 円に近づく接続料水準となっており、調整額が上昇の要因となっていることから、ドライカップ、MDFに関しては、調整額についても、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度（平成 25 年度と平成 26 年度接続料の 2 年間）に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離額を調整額として算入しており、この乖離額調整制度はあらかじめ接続料が確定する方式として一定の予見性はあるものの、需要の減少傾向が継続し、</p>	<p>平成 25 年度適用接続料における調整額の加算については、接続料規則の規定に則って行っているものであり、適正なものと考えます。</p> <p>仮に、需要が減少傾向にある接続料の場合、現在の乖離額調整制度の構造上、需要減少分だけ調整額の未回収分が生じ続けることとなりますが、その上、調整額の原価算入を後年度に繰り延べることとした場合には、後年度に発生する調整額に加えて繰り延べた調整額が加算されることになるため、再度、調整額を分割せざるを得なくなる事態を招くと想定されます。</p> <p>その結果、未回収額としての調整額が雪だるま式に増加していくことが懸念されるため、このような方策は採るべきではないと考えます。</p>



区分	他事業者意見	当社意見
<p>調整額 (複数年度での 分割算入)</p>	<p>さらに需要の減少分に見合うコスト削減が行われない場合には、1回線当たりの調整額が過大に上昇する構造にあります。また一方で本件認可申請における NTT 東日本の中継光ファイバのように会計処理の変更に起因する計上コストの変動に伴い接続料が乱高下する場合もあり、調整額の推移は接続事業者にとって予見することが非常に難しいものとなっております。調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第8条第2項第2号の定めるところにより緩和できることとされていることから、少なくとも平成25年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成25年度と平成26年度の2カ年にコストを分散することを希望いたします。</p> <p><b>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</b></p> <p>調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p> <p><b>【イー・アクセス株式会社、株式会社エム・ビー・エス、関西ブロードバンド株式会社、Knet株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクBB株式会社、株式会社ティエイエムインターネットサービス、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、株式会社新潟通信サービス、株式会社マイメディア】</b></p>	

区分	他事業者意見	当社意見
<p>メタル回線のコストの在り方に関する検討会 (配賦見直し)</p>	<p>&lt;コスト配賦の見直しにより、光ファイバ接続料の低廉化を妨げるべきではないとのご意見&gt;</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等の議論がなされているところですが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、これまでメタル回線のコストとして計上されていたものを過度かつ急激に光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、競争促進ひいてはマイグレーションが損なわれかねません。</p> <p>したがって、今後需要増加の見込みがないドライカップの接続料水準の抑制にあたっては、メタル利用者の主な移行先の1つである光ファイバ側へ過度かつ急激にコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>費用の配賦基準は、設備の利用実態等に基づき決定されるものであり、接続料は配賦された費用に基づき算定される結果にすぎません。</p> <p>費用の配賦基準見直しについては、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
ドライカップ接続料	<p>               &lt;メタル回線の効率化計画や今後の接続料水準について情報開示すべきとのご意見&gt;             </p> <p>               メタル研究会の議論の結果により、来年度以降接続料における接続料原価の適正化は図られる可能性があります。メタル回線に係る接続料は、稼働回線数の減少が回線コストの削減量を上回っていることから上昇傾向にあり、現在の実際費用方式に基づく算定を継続する限り、今後もその傾向は続くものと想定されます。             </p> <p>               メタル回線を利用したサービスは、光サービス提供エリア外のユーザや、国内景気の長期低迷等によりサービス価格面でメタル回線サービスに頼らざるを得ないユーザにとっては重要なアクセス手段ということには変わりなく、依然として社会生活や経済活動の基盤を支える不可欠性の高い通信サービスを担っています。             </p> <p>               そのため、NTT 東西殿より、メタル回線に対する効率化計画、取り組みといった長期的な計画や接続料水準の見通し等をご提示頂いた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について、計画的に事業運営できるように、ご議論して頂きたいと考えます。             </p> <p>               【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】             </p>	<p>               ドライカップ接続料については、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、費用配賦の見直し等、メタル回線コストの在り方について議論されていますが、そこでの検討結果や当社のコスト削減努力を前提としても、需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。             </p> <p>               しかしながら、今後、需要がいつどの程度減少するかという点については、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の事業展開等、様々な要素の影響を受けるため、先々の見通しは不透明であることから、当社においても今後の接続料水準等を見通すことは困難です。             </p> <p>               従って、ドライカップ接続料の上昇が不可避である中、各事業者においても、各自の判断にて事業運営を行っていただきたいと考えます。             </p>

区分	他事業者意見	当社意見						
MDF	<p data-bbox="414 247 1153 327">&lt;MDFについて配賦基準の見直しや検証を行うべきとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="414 335 1153 686">MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっております。現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p data-bbox="302 734 504 774">&lt;メタル主配線盤&gt;</p> <table border="1" data-bbox="324 774 1131 997"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行の配賦基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設保全費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="414 1021 795 1061">【イー・アクセス株式会社】</p>		現行の配賦基準	施設保全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul>	減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul>	<p data-bbox="1176 247 2049 438">主配線盤に係る施設保全費については、MDFとFTMで一体的に保全作業を行っていることから、総芯線数比により設備量に応じて「主配線盤（MDF）」「主配線盤（FTM）」に配賦しています。また、減価償却費については、MDFとFTMそれぞれ個別把握しています。</p> <p data-bbox="1176 446 2049 518">以上のことから、現在の費用把握方法は適正であり、見直しの必要性はないと考えています。</p>
	現行の配賦基準							
施設保全費	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比</li> <li>上記以外のもの：上記支出額比</li> </ul>							
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> <li>線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課</li> <li>上記以外のもの：正味資産額比</li> </ul>							

区分	他事業者意見	当社意見																																						
回線管理運営費	<p data-bbox="421 247 1086 279">&lt;回線管理運営費の上昇を抑制すべきとのご意見&gt;</p> <p data-bbox="421 295 1142 486">本申請案の回線管理運営費は、NTT西殿のラインシェアリング以外を除き、前年度より大幅に上昇しております。近年はメタル回線の需要減少だけでなく、システム開発費用の算入も強く影響しており、回線管理運営費の接続料水準は上昇傾向にあります。</p> <p data-bbox="421 502 1142 646">特に、光ファイバ開通申込受付システムにおいては、平成24年度以降も新たなシステム開発が多く予定されており、平成26年度の回線管理運営費は更に上昇するものと思われまます。</p> <div data-bbox="324 710 1131 1061"> <p data-bbox="324 734 537 766">【回線管理運営費の推移】</p> <table border="1" data-bbox="309 774 1131 1053"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="309 774 638 869">年度</th> <th data-bbox="638 774 705 869">H22</th> <th data-bbox="705 774 772 869">H23</th> <th data-bbox="772 774 840 869">H24</th> <th data-bbox="840 774 907 869">H25</th> <th data-bbox="907 774 974 869">前年度 差額</th> <th data-bbox="974 774 1131 869">前年度 増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 869 380 917" rowspan="2">NTT 東</td> <td data-bbox="380 869 638 917">ラインシェアリング</td> <td data-bbox="638 869 705 917">38 円</td> <td data-bbox="705 869 772 917">42 円</td> <td data-bbox="772 869 840 917">50 円</td> <td data-bbox="840 869 907 917">57 円</td> <td data-bbox="907 869 974 917">7 円</td> <td data-bbox="974 869 1131 917">14%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="380 917 638 965">ドライカップ・光ファイバ・PHS</td> <td data-bbox="638 917 705 965">41 円</td> <td data-bbox="705 917 772 965">42 円</td> <td data-bbox="772 917 840 965">51 円</td> <td data-bbox="840 917 907 965">57 円</td> <td data-bbox="907 917 974 965">6 円</td> <td data-bbox="974 917 1131 965">11.7%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 965 380 1013" rowspan="2">NTT 西</td> <td data-bbox="380 965 638 1013">ラインシェアリング</td> <td data-bbox="638 965 705 1013">50 円</td> <td data-bbox="705 965 772 1013">46 円</td> <td data-bbox="772 965 840 1013">55 円</td> <td data-bbox="840 965 907 1013">61 円</td> <td data-bbox="907 965 974 1013">6 円</td> <td data-bbox="974 965 1131 1013">10.9%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="380 1013 638 1053">ドライカップ・光ファイバ・PHS</td> <td data-bbox="638 1013 705 1053">58 円</td> <td data-bbox="705 1013 772 1053">60 円</td> <td data-bbox="772 1013 840 1053">60 円</td> <td data-bbox="840 1013 907 1053">59 円</td> <td data-bbox="907 1013 974 1053">▲1 円</td> <td data-bbox="974 1013 1131 1053">▲1.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="862 718 1108 750">H22年度システム開発費用算入</p> </div> <p data-bbox="421 1133 1142 1316">回線管理運営費の原価の費用別内訳は、主に変動部分（SOに連動）と固定部分（システム開発費等）に分けられますが、各々のコスト低廉化、最適化を図り、接続事業者への負担を抑止するような施策の検討が必要と考えます。</p> <p data-bbox="443 1332 907 1364">以下、具体的にご提案いたします。</p>	年度		H22	H23	H24	H25	前年度 差額	前年度 増減率	NTT 東	ラインシェアリング	38 円	42 円	50 円	57 円	7 円	14%	ドライカップ・光ファイバ・PHS	41 円	42 円	51 円	57 円	6 円	11.7%	NTT 西	ラインシェアリング	50 円	46 円	55 円	61 円	6 円	10.9%	ドライカップ・光ファイバ・PHS	58 円	60 円	60 円	59 円	▲1 円	▲1.6%	<p data-bbox="1187 247 2049 359">回線管理運営費については、毎年度のSO件数の減少等に応じ、業務人員数を削減する等、費用の効率化を図っており、接続料の低廉化に努めているところです。</p> <p data-bbox="1187 399 1680 430">&lt;プライスキャップの設定について&gt;</p> <p data-bbox="1187 438 2049 630">接続料は、実際の設備に係るコストをご負担いただく実績原価方式で算定することが基本であり、他事業者には、当社同様、利用に応じて実際に発生した設備コストを適正にご負担いただくことが原則と考えます。そのため、原価に基づかないプライスキャップ規制を接続料の算定に持ち込むことは、馴染まないものと考えます。</p> <p data-bbox="1187 686 1881 718">&lt;システムの開発計画等に係る透明性担保について&gt;</p> <p data-bbox="1187 726 2049 869">当社は申込受付等に係るシステム改修に係る意見交換会（本年は5月と11月の2回開催）等の機会を通じて、開発予定（検討中の案件も含む）のシステム改修案件について、必要な情報開示をさせていただいています。</p> <p data-bbox="1187 885 2049 997">また、他事業者からのご意見・ご要望等をヒアリングさせていただき、システム改修案件についてのご理解を得ながら、システム改修を実施してきているところです。</p> <p data-bbox="1187 1013 2049 1125">当社としては、今後とも、上記意見交換会等の機会を通じて、他事業者のご理解を得られるように十分な説明を行い、システム改修を実施していく考えです。</p>
年度		H22	H23	H24	H25	前年度 差額	前年度 増減率																																	
NTT 東	ラインシェアリング	38 円	42 円	50 円	57 円	7 円	14%																																	
	ドライカップ・光ファイバ・PHS	41 円	42 円	51 円	57 円	6 円	11.7%																																	
NTT 西	ラインシェアリング	50 円	46 円	55 円	61 円	6 円	10.9%																																	
	ドライカップ・光ファイバ・PHS	58 円	60 円	60 円	59 円	▲1 円	▲1.6%																																	

区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>① 変動部分（SOに連動）について</p> <p>ドライカップ、ラインシェアリングのコストは削減傾向にあるものの、需要減少に見合ったコスト削減に至らず、接続料の上昇要因となっています。NTT東西殿のコスト効率化を行うインセンティブを働かせるためにも、プライスカップ等の基準値（例：ラインシェアリング 60 円等）を設定し、超えた場合は、申込受付稼働を見直すなどの施策を検討する必要があると考えます。</p> <p>② 固定部分（システム開発費等）について</p> <p>平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。</p> <p>また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。</p> <p>光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの</p>	<p>&lt;光ファイバ開通申込受付システムの償却期間について&gt;</p> <p>回線管理運営費の原価となる光ファイバ開通申込システムの開発費用については、当社とベンダとの委託契約に基づき、当該年度に実際に支払った費用を、接続会計において整理しているものであり、適切なものと考えています。</p> <p>&lt;システム開発費用について要望事業者に基づく機能別の配賦とすること、また平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦について&gt;</p> <p>回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じるところ、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していた            だきたいと考えます。</p> <p>&lt;提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却            期間を10年等に延長する</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件につ            いては、機能別の配賦とする</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、            費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成2            5年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別            の配賦とする</li> </ul> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>ラインシェアリングにおいて回線管理費の割合が            年々上昇し、回線管理運営費の変動そのものがラインシ            ェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因と            なっています。回線管理運営費は接続事業者のサービス            オーダー数に比例して発生する工事稼動に係るコスト            等と、接続事業者のサービスオーダーを受け付ける申込            受付システムに係るコスト等に大別されますが、前者に            ついては NTT 東西が一層のコスト圧縮を行い、かつ後            者については NTT 東西が接続事業者に対して改修計画            を公開した上で、接続事業者が事前に合意しないシステ            ム改修を行わないことで需要の減少による接続料の上            昇を抑制していく必要があります。</p> <p>【株式会社TOKAIコミュニケーションズ】</p>	

区分	他事業者意見	当社意見
回線管理運営費	<p>＜回線管理運営費の算定方法について平準化から機能別にすることを現時点で決定すべきではないとのご意見＞</p> <p>回線管理運営費の扱いについては、接続機能ごとに接続料を設定すると料金水準に大きな差が生じる状況にあったことから、各機能を平準化して設定されているところと理解しており、現段階においてもその状況に変化がないことから現行の算定方法を継続すべきと考えます。</p> <p>現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、回線管理運営費の扱いについて検討されているところですが、仮に機能別に算定した場合、光ファイバへ与える影響が非常に大きく、更なる競争促進、円滑なマイグレーションを図る観点から、算定方法について平準化から機能別にすることを現時点で決定すべきではなく、当面は光ファイバの需要状況を慎重に見極めることが必要と考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>回線管理運営費については、本来、各サービス固有の費用に基づき接続料を算定すべきと考えますが、平成23年度時点においても、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価および需要に基づき算定したサービス別単金では料金水準に大きな差が生じるところ、それを緩和するため、システム開発費用を含めて各サービス間の料金水準の平均化が図られているものと認識しています。</p> <p>各サービス間の料金水準の平均化については、現在、開催されている「メタル回線コストの在り方に関する検討会」において検討されているところですが、そこでの結論を踏まえ、当社としては適切に対応する考えです。</p>



区分	他事業者意見	当社意見
<p>中継ダークファイバ</p>	<p>＜中継ダークファイバについては乖離額を縮小するために特例的に将来原価を適用すべきとのご意見＞</p> <p>中継ダークファイバについては、接続料原価のコスト削減等により、全体としては値下げ傾向にありますが、過去の実績費用と接続料収入の差が大きく、その乖離額調整により、接続料が大きく増減します。なお、平成25年度接続料は、平成24年度の乖離額との差が大きいことから、平成24年度接続料比で、NTT 東日本殿：24.5%、NTT 西日本殿：7.0%の大幅な上昇となっています。</p> <p>乖離額は、過去の実績費用と接続料収入との差分により発生するものですが、この問題を解決するためには、この乖離額を縮小する他にないと考えます。そのため、中継ダークファイバについては、特例的に将来原価方式を適用し、乖離額を縮小するといった対策を来年度の接続料申請までに検討して頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>接続料は、実際に要した設備コストを利用に応じて応分にご負担いただくことが原則であり、前々年度の実績に基づき算定した接続料と、当該年度に要した実績費用との差分については、乖離額調整の仕組みにより、当社の設備を利用した接続事業者にご負担いただく必要があると考えます。</p> <p>将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化するものであり、構造上、予測との乖離が不可避であることから、実績原価方式と同様、実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要です。</p> <p>しかしながら、将来原価方式については乖離額調整制度が原則認められておらず、まずはこの点について見直していただくことが必要と考えます。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>公衆電話 (特設公衆)</p>	<p>＜特設公衆電話の費用負担のあり方、設置のあり方について更なる議論が必要とのご意見＞</p> <p>本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東西殿は、特設公衆電話に係る端末回線コスト及び NTS コストについて、接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第3条の許可を求めています。</p> <p>震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT 東西殿以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p> <p>① 災害発生時の通信の確保は重要な課題となっています。第1種公衆電話の増設が検討された中で、NTT 東西から特設公衆電話の自主的設置が提案されました。しかし、災害時の通信確保の上で重要な役割を果たす特設公衆電話の設置は、全国あまねく実施されるべきであり、NTT 東西の社会貢献の範囲で済まされるものではないと考えます。</p> <p>② 特設公衆電話は、国の防災対策として一定の基準のもと、必要な個所にすべて設置することを強く望みます。</p> <p>③ その費用に関しては、設置費を含め税金等で賄われるべきものと考えます。</p>	<p>当社は、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時の被災者や帰宅困難者の通信手段の確保に必要であると認められる箇所に特設公衆電話の設置を行っています。具体的には、被災者の通信手段確保の観点からは、学校・公民館等の公共施設、また、帰宅困難者の通信手段の確保の観点からは、大都市圏等の帰宅困難者の滞留や利用が想定される主要ターミナル等を対象に、施設管理者と相談しながら事前配備を進めています。その際、可能な限りコストをかけずに特設公衆電話を設置する観点から、電話機等については、基本的には自治体等の施設管理者に用意して頂くようお願いしているところです。</p> <p>また、「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方について 最終取りまとめ」(平成23年12月27日)で記載されているアクションプランでも、「電気通信事業者等が中心となり取り組むべき事項」として特設公衆電話の設置推進が期待されているところです。</p> <p>特設公衆電話の端末回線に係る費用については、これまで、当社のみが負担してきたところですが、こうした災害発生時における最低限の通信手段の確保を図るための対応については、特定の事業者のみで対応すべきでなく、本来、関係する全事業者で対応すべきものであることから、費用についても、当社のみで負担するのではなく、携帯電話事業者を始めとする関係事業者にもご負担いただく必要があるものと考えます。</p> <p>その際、当該費用については、以下の観点から、公衆電話発信機能の原価に含め、平時の接続料で回収する方向で、関係事業者間での協議を進めてきたところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該機能は、被災者や帰宅困難者の通信手段の確保という点で、災害等緊急時に無料化された街頭公衆電話の機能と同一であること、</li> <li>・ 特設公衆電話を利用するトラヒックに応じて個別に負担を</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見
<p>公衆電話 (特設公衆)</p>	<p>④ 今回の変更案は、N T Tの裁量で設置した特設公衆電話の費用を、平時の公衆電話利用者に転嫁するものであり、認めることはできません。</p> <p>【全国地域婦人団体連絡協議会】</p> <p>東日本大震災での教訓から、災害時等に避難所等に設置され、無料で利用できる特設公衆電話について、災害時等にその利用が迅速にできるよう、避難所等に予め電話回線を引く工事が進められていることを歓迎しますが、接続料のあり方含め、以下の意見を述べますので、ご検討をよろしく願います。</p> <p>1. 今回の申請内容である、特設公衆電話の費用の公衆電話の接続機能原価への参入は、公衆電話料金の値上がりにつながる可能性があります。現状では、特設公衆電話の基本料相当の費用はN T T東西が負担となっています。今回の申請で、この費用が、通常の公衆電話の接続における携帯電話等の着信側の事業者がN T T東西に支払う公衆電話接続料の一部である基本料相当の費用に参入許可されれば、着信側事業者の負担(支出)が増え、その増加分なり一部が着信側事業者の収入となる公衆電話通話料金に転嫁される可能性があります。公衆電話利用者の負担が増える可能性がある提案には賛同できません。</p> <p>2. 通常の公衆電話利用者が、災害時等の特設公衆電話にかかる費用をさらに負担することにつながり、不公平感を助長します。</p>	<p>求めた場合、事前設置期間の費用を災害発生時に一度に求めることとなり、関係事業者の理解が得られにくいこと</p> <p>今回こうした費用について、基金や税金等で賄うべきとの意見が示されていますが、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」答申(平成24年3月1日)において「(当社が行った)公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取り扱いについて、直ちにユニバーサルサービス制度の補填の対象とすることは適当ではなく、まずは、費用負担のあり方について、関係事業者間で協議を進めることが必要」とされたことを踏まえれば、本費用についても同様の整理になるものと考えられます。</p> <p>仮に上記答申とは異なる整理をし、基金や税金等により賄おうとすれば、社会的コンセンサスの形成に相当の時間を要すると想定されます。当社としては、既に設置している特設公衆電話について現にコストが発生していること、及び災害発生時の公衆電話や特設公衆電話に係る費用を関係事業者間で負担することで概ねコンセンサスが得られていることに鑑み、特設公衆電話の端末回線に係る費用についても、公衆電話接続料により、応分に費用負担していただくことが適当と考えます。</p> <p>したがって、総務省においては、当該費用は当社だけが負担するのではなく、関係事業者も含めて負担することが適切であることを明らかにしたうえで、当社の申請どおり認可すべきと考えます。</p> <p>なお、アナログ公衆電話発信機能の接続料に占める特設公衆電話の割合は1.0%と僅少であり、特設公衆電話に係るコストを原価に含めることが、直ちにユーザ料金の値上げに結びつくものではないと考えます。</p> <p>また、N T T東西以外の事業者が避難所等で不特定多数の方々用に供する目的で携帯電話の無料貸し出し等を実施される場合</p>

区分	他事業者意見	当社意見
公衆電話 (特設公衆)	<p>1. で述べた可能性のもとでは、通常の公衆電話利用者が特設公衆電話にかかる費用の一部をさらに負担することになります。特設公衆電話にかかる費用負担については、一部利用者に転嫁される可能性を生む仕組みではなく、別途検討されるべきと考えます。</p> <p>3. 災害時の無料公衆電話の設置のあり方、並びにそれに係る費用負担のあり方については、防災的視点から国民に保障していく内容で検討してください。</p> <p>災害時等に無料で利用できる公衆電話が、常設であれ、特設であれ、多く存在することは非常に心強いです。その設置については、設置箇所や台数が事業者や自治体の意思や自主的取り組みにゆだねられるだけにとどめず、国の防災対策として推進すべき内容と捉えています。また、それに伴う費用負担のあり方についても、一部利用者に負担を及ぼす状況作りではなく、基金作りや税金の投入等も考えられます。設置や費用負担のあり方についての検討を要望します。</p> <p>【東京消費者団体連絡センター】</p>	<p>の取り扱いについては、今回、特設公衆電話に係る費用負担の扱いについて整理されることを前提に、今後、事業者間で協議させていただく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
公衆電話 (情報開示)	<p>               &lt;公衆電話の効率化計画等の見通しを開示すべきとのご意見&gt;                現状、公衆電話の接続料そのものが大幅に上昇傾向にあることから、公衆電話全体としての効率化計画や将来の見通し等について、NTT 東西殿よりご提示して頂くことも不可欠と考えます。                【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】             </p>	<p>               公衆電話に係る接続料については、低利用公衆電話の廃止（約▲1万台（平成23年度））、撤去した公衆電話機の再利用（約1,500台（平成23年度））といった不断のコスト削減努力により約▲4.5%のコスト削減を行ったものの、携帯電話へのシフト等によりトラヒックが大幅に減少したことにより（▲17.6%）、値上げとなっているものです。                なお、今後も引き続き、低利用公衆電話の廃止、撤去した公衆電話機の再利用、利用に応じて清掃や料金収集の回数削減等を実施し、公衆電話コストの削減に取り組んでいきます。             </p> <p>               &lt;参考&gt;公衆電話台数等の前年比較                (数値はアナログ公衆電話+デジタル公衆電話の合計)             </p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆電話台数 平成22年度末：13万1千台→平成23年度末：12万1千台（▲7.6%）</li> <li>・公衆電話に係るコスト 平成22年度：100億→平成23年度：95億（▲4.5%）</li> <li>・公衆電話に係るトラヒック 平成22年度：387万時間→平成23年度：319万時間（▲17.6%）</li> </ul>

区分	他事業者意見	当社意見																																				
分岐端末回線、光屋内配線等	<p>＜光信号主端末回線に付随する接続料の更なる低廉化が必要とのご意見＞</p> <p>競争事業者による光ファイバサービスは、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化を図ることが、競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上を実現するうえで必須です。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光信号分岐端末回線、光屋内配線に係る加算額や工事費は、当社のコスト削減により対前年で値下げとなっており、現に低廉化が進んでいます。</p> <p>当社としては、今後ともコスト削減に努めていく考えです。</p> <table border="1" data-bbox="1178 491 2051 655"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">H23適用</th> <th rowspan="2">H24適用</th> <th rowspan="2">H25適用</th> <th colspan="2">増減</th> <th colspan="2">増減率</th> </tr> <tr> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> <th>H23→H24</th> <th>H24→H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>光信号分岐端末回線※1</td> <td>354</td> <td>317</td> <td>291</td> <td>▲37</td> <td>▲26</td> <td>▲10.5%</td> <td>▲8.2%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線※2</td> <td>193</td> <td>184</td> <td>179</td> <td>▲9</td> <td>▲5</td> <td>▲4.7%</td> <td>▲2.7%</td> </tr> <tr> <td>光屋内配線工事費※3</td> <td>18,612</td> <td>18,208</td> <td>17,785</td> <td>▲404</td> <td>▲423</td> <td>▲2.2%</td> <td>▲2.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当社の光屋内配線を利用するもの ※2 保守の区別がタイプ1-2のもの ※3 光屋内配線を新たに設置する場合(平日昼間)</p>		H23適用	H24適用	H25適用	増減		増減率		H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25	光信号分岐端末回線※1	354	317	291	▲37	▲26	▲10.5%	▲8.2%	光屋内配線※2	193	184	179	▲9	▲5	▲4.7%	▲2.7%	光屋内配線工事費※3	18,612	18,208	17,785	▲404	▲423	▲2.2%	▲2.3%
	H23適用	H24適用					H25適用	増減		増減率																												
			H23→H24	H24→H25	H23→H24	H24→H25																																
光信号分岐端末回線※1	354	317	291	▲37	▲26	▲10.5%	▲8.2%																															
光屋内配線※2	193	184	179	▲9	▲5	▲4.7%	▲2.7%																															
光屋内配線工事費※3	18,612	18,208	17,785	▲404	▲423	▲2.2%	▲2.3%																															

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜光屋内配線の加算額算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直すべきのご意見＞</p> <p>屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間は、今回申請された平成25年度接続料においても、これまで同様3.1時間となっており、導入当初から全く見直しがなされておられません。実態に合わせて見直すべきと当社はこれまでも継続的に主張してきましたが、NTT東・西からは、「現時点で故障修理時間に影響を及ぼすような新たな工法の実施等、故障修理の作業環境の変化がないことから、再計測は実施していません」との回答を受けています。しかし、光屋内配線については、現在、引き通し形態による光コンセント型の部材が主流であり、光ファイバ展開当初に比べ工法自体に大きな変更が生じ、ユーザー利便の向上が図られており、故障発生頻度は減少していると考えられ、「引き通し形態の光屋内配線が増加したこと、光ファイバの材質の向上などにより故障原因が変化していることなどを踏まえ、適時に再計測を行い、必要に応じて作業時間の見直しを行うことが適当」（平成24年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申）との総務省の考え方にも合致している状況にあると考えます。そのため、NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに</p>	<p>光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、見直しは実施していません。</p> <p>なお、実際の故障修理においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線使用料を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p> <p>また、平均的な使用期間については、当社がユーザ宅内に設置する光屋内ケーブルの耐用年数が10年であることや、当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それらの状況に大きな変化がないことから、見直しは実施していません。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用年数（10年）についても見直しが必要です。</p> <p>現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えないと考えます。したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合わせるべきです。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	



区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>＜光屋内配線工事費の算定に使用している工事時間を実態に合わせて見直すべきとのご意見＞</p> <p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間（2.467時間）についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同様、これまで見直しが実施されておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	<p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間についても、平成21年度に特別調査にて把握したものであり、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新設工事時間に影響を及ぼすような新たな工法の開発等、新設工事に係る環境の変化がないことから、現行の工事時間については適切なものと考えています。</p> <p>なお、実際の工事においては、概ね2名程度で実施していることから、光屋内配線工事費を算定する際には、概ね2名分の稼働時間を平均的な作業時間としています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
光屋内配線	<p>くビル／マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造と、準用先の高速デジタル伝送サービスのコスト構造の差を明らかにすべきとのご意見&gt;</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)で、光屋内配線に関して「ただし今後、光屋内配線の低廉化が進み、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造が大きく異なることが明らかになった場合には、接続約款に規定されている接続料の適正性を確保する観点から、必要な見直しを行うことが適当である。」という考え方が示されていますが、接続事業者でコスト構造を確認することは困難です。従って例えば屋内配線利用料の料金算定の各諸比率の開示することや、また現状では接続事業者は NTT 東西殿の既設空きの光屋内配線設備を利用する実態も踏まえ、実際のコスト構造と、準用先の高速デジタル伝送サービスとコスト構造について差が生じていないかどうか接続事業者に明らかにした上で、見直しを検討頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ビル／マンション等に設置された光屋内配線のコスト構造については、準用先の高速デジタル伝送サービスと全く同一のものです。その上で、2 芯で利用される高速デジタル伝送サービスの料金を 2 で除すことにより、1 芯で利用される光屋内配線の料金としているものであり、現在適用している料金は適切なものと考えています。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
電話帳掲載手数料	<p data-bbox="416 293 1151 363">&lt;電話帳掲載手数料のコスト削減努力等について検証すべきのご意見&gt;</p> <p data-bbox="416 379 1151 683">電話帳掲載手数料は前年度に比べ、50音別電話帳ではNTT 東日本殿で16.2%、NTT 西日本殿で10.0%の大幅な値上げとなっております。要因として、1版当たりの平均掲載件数が減少傾向にある中で印刷・製本作業委託費が増加しています。NTT 東西殿は一層のコスト削減が求められているところですが、印刷・製本作業委託費が増加した原因や、適切にコスト削減努力がなされたのか検証が必要と考えます。</p> <p data-bbox="416 699 1151 769">【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p data-bbox="1187 293 2047 399">電話帳掲載手数料は、電話帳へ電話番号を掲載するために必要な1版あたりのコストを原価とし、平均掲載件数で除して算出しています。</p> <p data-bbox="1187 414 2047 558">50音別電話帳の電話帳掲載手数料については、平均掲載件数が減少したことに加え、電話帳の原料である用紙の価格が上昇した影響を受け、印刷・製本委託額が上昇したこと等により、単金は値上げとなる結果になっています。</p> <p data-bbox="1187 574 2047 718">なお、システムコストの更なる削減や、発行部数を削減させることによる印刷・製本コストの抑制等、電話帳掲載手数料のコスト削減に努めており、今後も継続してコスト削減施策を実施していく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
優先接続受付手続費	<p>＜優先接続受付手続費について抜本的なコスト削減策を講じるべきとのご意見＞</p> <p>優先接続受付手続費に関しては、NTT 東西殿において次年度に実施する新たなコスト削減策を提案する等の対応も見られますが、一方でそれでもなお大幅に上昇することが見込まれます。</p> <p>実際費用方式に基づく平成 24 年度の接続料等の改定に係る情報通信審議会の答申(平成 24 年 3 月 29 日)に「サービス移行の進展に伴うトラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること」と答申されていることもあり、例えば、当該業務に従事する体制(業務別の要員数やスペース)の情報開示や、マイラインセンターの廃止を含む代替手段について検討し、引き続き抜本的なコスト削減策を講じて頂きたいと考えております。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>優先接続受付手続費は、受付業務に必要な費用からお客様負担額を除いた費用を原価とし、登録受付区分数で除して算出しています。</p> <p>当社は、業務効率化に加えた各種のコスト削減を継続して実施するとともに、平成 24 年度は優先接続受付システムの保守時間の見直しによる保守運営費の削減を実施し、平成 25 年度には抜本的なコスト削減施策として、書面申込の廃止による受付稼働の削減等を実施する予定です。</p> <p>当社としては、こうしたコスト削減に努めていますが、各事業者の事業活動の結果に伴う有料登録受付件数(対前年▲54%)及び登録受付区分数(対前年▲33%)の減少が著しいことから、当該手続費は上昇したものです。</p> <p>当社は引き続き、コスト削減に努めていく考えであり、今後とも各事業者のご協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>なお、ソフトバンクよりご要望いただいた当該業務に係る情報開示については、必要に応じてマイラインセンターの現地視察も含めて対応させていただく考えです。</p>

区分	他事業者意見	当社意見
設備集約時における問題	<p>               &lt;ADSL設備を集約化する際に、撤去対象設備にジャンパ線が残っており撤去できない事例が多発しているとのご意見&gt;             </p> <p>               NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており（以下、残ジャンパ）撤去出来ない事例が多発しております。             </p> <p>               この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。             </p> <p>               残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事業が根本的に発生しないように早急に運用を改善していただく必要があると考えます。             </p> <p> <b>【イー・アクセス株式会社】</b> </p>	<p>               イー・アクセスは「残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西の撤去漏れ」と主張されておりますが、当社とイー・アクセスが締結している「DSLサービスとの接続に関する料金事務処理確認事項」において、撤去工事は当社が決定する日に実施するものと定めており、当社の判断でコストの効率化を実現しつつ、撤去工事を実施していることは妥当と考えております。             </p> <p>               ただし、イー・アクセスが取り組まれている「ADSL設備の集約化」施策にとって、当該事象が障壁になり得るというご意見は、当社としても理解できることから、イー・アクセスよりご提示頂いた残ジャンパを速やかに撤去しつつ、本事象の解消に向けて現在協議をさせて頂いているところです。             </p>

## 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 420-0034

(ふりがな) しずおかけんしずおかしあおいくときわちょうにちょうめ ほんち  
住所 静岡県静岡市葵区常磐町二丁目6番地の8

(ふりがな) かぶしがいしゃとーかい  
氏名 株式会社TOKAIコミュニケーションズ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ときた かつひこ  
代表取締役社長 鷗田 勝彦

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成 25 年1月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております)

## 再意見提出者 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

分類	該当部分	再意見
災害特別損失について	<p>1.接続料</p> <p>■ドライカップ、ラインシェアリングの接続料の算定について</p> <p>① 災害特別損失の扱いについて</p> <p>(前略)災害特別損失(以下、特損)の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。</p> <p>&lt;特損内容に対する精査&gt;</p> <p>(中略)詳細な情報公開のもと、接続事業者がその適正性を自ら確認できる取り組みもあって然るべきと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p> <p>2. 各論</p> <p>○ドライカップ接続料について</p> <p>(前略)ただし、災害特別損失のうち接続料原価に用いることが相当とされる費用に相当しないものまで接続料原価に算入されていないか十分に精査することが必要と考えます。</p> <p>(中略)特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと思います。当該特別損失を半分</p>	<p>イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>今回の申請された接続料の急激な上昇を抑制する為、その災害特別損失の内容を精査し、2 年に分けて接続料算入させることを希望いたします。</p>

分類	該当部分	再意見
	<p>に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p> <p>1. メタル回線に係る接続料について  (2)平成 25 年度接続料の急激な上昇抑制について  (前略)、前述のとおり、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。  (中略)、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、発生した災害特別損失を 2 年に分け、少なくとも過半を翌年度の接続料原価に反映し、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p> <p>【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
調整額について	<p>1.接続料  ■ドライカップ、ラインシェアリングの接続料の算定について  ② 調整額について  (前略)、ドライカップ、MDFに関しては、調整額についても、接続料規則第8条第2項第2号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>イー・アクセス株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>今回申請された、ドライカップ・ラインシェアリングの接続料の急激な上昇を抑制する為、調整額を 2 年に分けて接続料算入させることを希望いたします。</p>



分類	該当部分	再意見
	<p>1. メタル回線に係る接続料について  (2)平成 25 年度接続料の急激な上昇抑制について  (前略)  調整額については、平成 25 年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に 2 年に分け、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます  【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
調整費の検討について	<p>1.接続料  ■ドライカッパ、ラインシェアリングの接続料の算定について  ③ 調整額制度の見直しについて  本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。  この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。  【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社およびソフトバンクモバイル株式会社のご意見に賛同いたします。  調整額が実際費用方式に基づく接続料全体における乱高下の原因となる事がある為、調整額の見直しについて方法を議論し早期に対応していただく事を期待いたします。</p>

分類	該当部分	再意見
	<p>2. 各論</p> <p>○調整額について</p> <p>今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカップ接続料、中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p> <p><b>【KDDI 株式会社】</b></p> <p>2. 光信号中継伝送機能(中継ダークファイバ)について</p> <p>(前略)</p> <p>乖離額は、過去の実績費用と接続料収入との差分により発生するものですが、この問題を解決するためには、この乖離額を縮小する他にないと考えます。そのため、中継ダークファイバについては、特例的に将来原価方式を適用し、乖離額を縮小するといった対策を来年度の接続料申請までに検討して頂きたいと考えます。</p> <p><b>【ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	

分類	該当部分	再意見
MDF について	<p>■MDFについて</p> <p>MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっており、現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場合において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	<p>イー・アクセス株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>MDF の費用については現時点でコストの在り方が検討されていないことから、このままの利用者の減少にあわせて接続料が上昇する傾向が継続すると思われます。これは回線管理運営費とならびラインシェアリングの接続料全体に大きな影響を与える要因である為、接続料の上昇の抑制の為の措置について検討を行う事を期待いたします。</p>
回線管理運営費について	<p>■回線管理運営費について</p> <p>② 固定部分(システム開発費等)について</p> <p>平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。</p> <p>また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造となっております。</p>	<p>イー・アクセス株式会社のご意見に賛同いたします。</p> <p>システム改修意見交換会の開催によって、システム開発は接続事業者との事前の合意形成が促進されるようになりましたが、費用を負担する接続事業者にとって開発費の透明性が確保されたものではありません。よって機能の必要性に加えてコストの妥当性の検証可能性を高めることが必要です。</p>

分類	該当部分	再意見
	<p>光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>&lt;提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する</li><li>・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする</li><li>・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする</li></ul> <p>【イー・アクセス株式会社】</p>	

以上

# 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん  
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画部

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

## 再意見提出者 イー・アクセス株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p><b>【総論】</b> ～略～</p> <p>NTT 東日本殿の資料によれば、災害特別損失の施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれているとあります。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきものか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。</p> <p>～略～</p> <p>1. メタル回線に係る接続料について (2)平成25年度接続料の急激な上昇抑制について ～略～</p> <p>災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されているとのことですが、前述のとおり、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。</p> <p>その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、発生した災害特別損失を2年に分け、少なくとも過半を翌年度の接続料原価に反映し、平成25年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p>	<p><b>■災害特別損失の精査について</b> 各社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>災害特別損失(以下、特損)において、メタルの端末系伝送路には約49億円(そのうち施設保全費は約44億円)計上されております。詳細な内容が不明瞭なため、具体的な内訳、費用をコスト負担する接続事業者へも開示していただき、特損として、また接続料原価として算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p> <p>また、NTT 東日本にて公開されている平成24年度の第二四半期比較損益計算書によれば、特損は約29.9億円計上されております。</p> <p>平成26年度接続料にも影響があることから、予見性確保の観点からも、具体的な内訳、費用を早期に開示していただき、接続料原価に算入して適正なものか厳密な精査をする必要があると考えます。</p>
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	3. NTT 東日本の災害特別損失について ～略～	<p><b>■災害特別損失の算入について</b> 各社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>上記に示したとおり、メタルの端末系伝送路に係る特損は高額であり、メタルから光への移行に伴い、メタル系サービスが需要減少している状況においては、接続事業者の事業運営に著しい影響を与えかねない状況となっております。</p> <p>特損と調整額により、1回線あたり62円値上がりしており、年間では744円のコスト負担増となっております。接続事業者が1年間でコスト回収するには、経営上、負担が大変重く、利用者利便を確保する観点からも、特損は平成25年度と平成26年度の少なくとも2年に分けて接続料</p>

意見提出者	該当部分	再意見
社	<p>特にメタルの端末系伝送路については平成23年度の特別損失が49億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成25年度と平成26年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。</p> <p>また東日本大震災に起因する特別損失は平成26年度接続料にも算入するとされていることから、NTT東日本は平成24年度の実績額の見込みや平成25年度以降の計画について接続事業者にも早期に公表し、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要です。</p>	<p>原価に算入していただき、平成25年度接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。</p>
KDDI株式会社	<p>○ドライカップ接続料について</p> <p>～略～</p> <p>ただし、災害特別損失のうち接続料原価に用いることが適当とされる費用に相当しないものまで接続料原価に算入されていないか十分に精査することが必要と考えます。</p> <p>～略～</p> <p>具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受ける必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと思います。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
11社連名	<p>～略～</p> <p>災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されているとのことですが、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第3条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、平成25年度接続料原価に算入している災害特別損失を半分に分け、平成25年度及び平成26年度の2年間にかけて反映し、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p>	
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. メタル回線に係る接続料について</p> <p>(2)平成25年度接続料の急激な上昇抑制について</p> <p>～略～</p> <p>調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p>	<p>■調整額について</p> <p>各社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>特に、NTT東殿においては、特損の原価算入により、調整額の乖離幅も特損分上積みされていることから、特損の影響を受けた状況となっております。接続料の急激な上昇の要因にもなっているため、特損と同様に、平成25年度と平成26年度の2年に分けて接続料原価に算入していただき、平成25年度接続料の急激な上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p>
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>4. 調整額について</p> <p>～略～</p> <p>調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第8条第2項第2号の定めるところにより緩和できることとされていることから、少なくとも平成25年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項のNTT東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成25年度と平成26年度の2か年にコストを分散することを希望いたします。</p>	<p>調整額は、平成19年3月の情報通信審議会の答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」にて、予見性確保及び事務処理負担の低減を図る観点から、事後精算制度として導入されましたが、複数の接続事業者が「過年度の予測値と実績値の乖離分が著しく大きくなった場合、急激な接続料の高騰が発生すること」を強く懸念したため、接続料規則第8条第2項第2号の規定が定められたものと認識しております。</p>



意見提出者	該当部分	再意見
11社連名	<p>～略～</p> <p>調整額については、平成25年度接続料水準が前年度と比較し大幅に上昇していることから、接続料規則第8条第2項第2号の規定に基づき、接続料の急激な変動を緩和する観点から、災害特別損失と同様に2年に分け、平成25年度接続料の抑制を図っていただきたいと考えます。</p>	<p>本申請案のメタル回線をはじめ近年の接続料における調整額による料金変動は、まさに懸念していた状況にあるものと認識しており、接続料規則第8条第2項第2号が適用されて然るべきと考えます。</p> <p>また、接続料認可の審査にあたっては、接続料規則第8条第2項第2号の適否についても、審査事項として明確に審査結果を示すべきであり、プロセス化していただくことを要望します。</p>
KDDI株式会社	<p>○調整額について</p> <p>～略～</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額（調整額）が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p>	<p>■調整額制度の見直しについて</p> <p>各社殿の意見に賛同いたします。</p> <p>実際に、ドライカップ、ラインシェアリング、中継DFにおいては、調整額の乖離幅が大きいため、接続料の水準が安定せず、予見性確保が困難となっていることから、平成26年度接続料設定に向けて、将来の需要予測・収支予想を反映するなどして、乖離額の縮小もしくは平準化等の急激な変動を抑制する仕組みを検討していただきたいと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>2. 光信号中継伝送機能（中継ダークファイバ）について</p> <p>～略～</p> <p>乖離額は、過去の実績費用と接続料収入との差分により発生するものですが、この問題を解決するためには、この乖離額を縮小する他にないと考えます。そのため、中継ダークファイバについては、特例的に将来原価方式を適用し、乖離額を縮小するといった対策を来年度の接続料申請までに検討して頂きたいと考えます。</p>	
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>4. 調整額について</p> <p>～略～</p> <p>なお、需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないという傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させ</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>るために方策を検討していく必要があるとともにNTT東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。</p>	
11社連名	<p>～略～</p> <p>なお、毎年度接続料原価に算入されている調整額の影響により、平成25年度接続料が急激に変動していることから、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても平成26年度接続料算定に向けて検討を行っていただくことを要望いたします。</p>	
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>2. 回線管理運営費について</p> <p>～略～</p> <p>回線管理運営費は接続事業者のサービスオーダー数に比例して発生する工事稼働に係るコスト等と、接続事業者のサービスオーダーを受け付ける申込受付システムに係るコスト等に大別されますが、前者についてはNTT東西が一層のコスト圧縮を行い、かつ後者についてはNTT東西が接続事業者に対して改修計画を公開した上で、接続事業者が事前に合意しないシステム改修を行わないことで需要の減少による接続料の上昇を抑制していくことが必要です。</p>	<p><b>■回線管理運営費について</b></p> <p>TOKAIコミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。</p> <p>ラインシェアリングの上昇要因である回線管理運営費については、メタルの需要減少及びシステム改修にかかる開発費用により、平成26年度以降も上昇し続ける状況であるため、早急に上昇を抑制する施策を検討していただきたいと考えます。</p> <p>なお、回線管理運営費は、NTT東西殿の営業部門が利用しない接続事業者のみが負担となるためコスト削減インセンティブが希薄になる蓋然性が高い構造的な課題があることを踏まえ、NTT東西殿には、メタルの需要減少予測を見据えた計画的な稼働の見直しを適宜実施していただき、より一層のコスト効率化を義務付けるべきと考えます。</p> <p>また、回線管理運営費は平準化の適否に拘らず、あらゆる観点で算定方法及びコスト負担の見直しを検討することが可能と考えます。</p> <p>円滑な移行を考慮しつつも、公正な競争環境を歪めないよう、事業者間のコスト負担の公平性及びコスト削減を確保した算定方法について、審議会またはメタル回線のコストの在り方に関する検討会（以下、メタル検討会）において、検討していただきたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>1. メタル回線に係る接続料について</p> <p>(1) 接続料の算定方式について</p> <p>～略～</p> <p>そのため、NTT東西殿より、メタル回線に対する効率化計画、取り組みといった長期的な計画や接続料水準の見通し等をご提示頂いた上で、メタル回線を利用するサービスを提供する関係事業者等がサービスの維持または円滑な移行措置について、計画的に事業運営できるように、ご議論して頂きたいと考えます。</p>	<p><b>■メタルから光ファイバへの円滑な移行</b></p> <p>ソフトバンク殿、TOKAIコミュニケーションズ殿の意見に賛同いたします。</p> <p>メタルから光ファイバへの移行に伴い、メタルの需要減少は年々加速しております。メタル系サービスの接続料の上昇により、DSL以外の選択肢がない利用者の利便性が損なわれないよう、NTT東西殿によるメタル回線に対する長期的な移行計画及び移行期における接続料水準について、十分に議論することで、公正な競争環境を確保した円滑な移行を検討していただきたいと考えます。</p> <p>また、現在、メタル検討会にて、コスト適正化の施策が議論されておりますが、平成26年度以降の接続料においては、メタル回線に係る接続料が急激な上昇とならないよう、コスト適正化の措置が講じられることを期待します。</p>
TOKAIコミュニケーションズ株式会社	<p>～略～</p> <p>今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢がDSLのみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇によりDSL以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。</p>	

以上

## 再意見書

平成 25 年 3 月 8 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんばし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 25 年 1 月 30 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する再意見の募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者 ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

項目	意見提出者	該当部分	再意見
1.FTTH等へ円滑なマイグレーション	株式会社 TOKAI コミュニケーション	(P1) ～(前略)今後も地方を中心としたエリアで固定系ブロードバンドの選択肢がDSLのみである地域は相当の期間存在することが確定的であることから、FTTH等へのマイグレーションが円滑に行われるまでの間、接続料の上昇によりDSL以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように関係当事者で十分な議論を行って結論を得ていくことが必要です。	株式会社 TOKAI コミュニケーション殿の意見に賛同します。 DSL以外に選択肢のないユーザの利便性が損なわれないように、メタル回線コストの適正化を図るとともに、メタル接続料と光ファイバ接続料のそれぞれの水準差といったバランスも考慮した検討が必要と考えます。
2.平成25年度接続料の急激な上昇抑制について	イー・アクセス株式会社	①災害特別損失の扱いについて(P1) ～(前略)災害特別損失(以下、特損)の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDFに関しては、単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平成26年度接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。  ②調整額について(P2) ～(前略)調整額についても、接続料規則第8条第2項第2号の規定を根拠として、特損と同様に単年度ではなく、複数年度(平成25年度と平	急激な接続料の上昇を緩和すべきとの各社殿意見に賛同します。 災害特別損失や調整額の影響については個々の影響だけでなく、全体及び来年度以降の水準動向も考慮した上で、各々を複数年度に分け接続料原価に算入するといった措置を講じて頂きたいと考えます。

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>成26年度接続料の2年間に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと考えます。</p>	
	<p>株式会社 TOKAI コミ ュニケーシ ョンズ</p>	<p>3.NTT 東日本の災害特別損失について(P1)  ~(前略)特にメタルの端末系伝送路については平成 23 年度の特別損失が 49 億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1 回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成 25 年度と平成 26 年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。~(以下略)</p> <p>4. 調整額について(P2)  ~(前略)平成 25 年度の接続料原価には平成 23 年度の接続料収入の乖離調整額が過大になることによる接続料の急激な変動については接続料規則第 8 条第 2 項第 2 号の定めるところにより緩和できるとされていることから、少なくとも平成 25 年度のメタル回線の接続料における調整額については、前項の NTT 東日本の特別損失の取り扱いと同様に平成 25 年度と平成 26 年度の 2 カ年にコストを分散することを希望いたします。~(以下略)</p>	
	<p>KDDI株式 会社</p>	<p>2.各論  ○ドライカップ接続料について(P1)  ~(前略)具体的には、ドライカップ接続料原価に算入されている災害特別損失については、接続料規則第3条ただし書の特別な許可を受け</p>	

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>る必要があるため、特例措置として、接続料の急激な上昇による全国の接続事業者の経営の急激な悪化の懸念があることを考慮し、当該特別損失を半分に分け、2年にかけて接続料原価に算入し、急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと考えます。～(以下略)</p>	
3. 調整額制度の見直し	<p>イー・アクセス株式会社</p> <p>株式会社 TOKAI コミュニケーションズ</p> <p>KDDI 株式会社</p>	<p>③調整額制度の見直しについて(P2)</p> <p>本申請案では、中継DFが最も顕著な例ですが、調整額の算入により予測不能な料金水準となったものがあります。これでは、接続事業者からは予見性が確保できないため、調整額による接続料の急激な変動を抑制する仕組みについても、平成26年度接続料算定に間に合うようスケジュールを確保し検討する必要があると考えます。</p> <p>この調整額制度の見直しについては、NTT東西殿と接続事業者双方にメリットがあるものと考えますし、具体的には、複数年で調整額もしくは収支を把握する方法や、変動の閾値を一定程度設定する方法などが考えられます。</p> <p>4. 調整額について(P2)</p> <p>～(前略) 需要が減少し、さらに需要の減少分に見合うコストの削減が行われないう傾向が継続するのであれば、調整額のコストの分散を行っても次年度以降に調整額がさらに高騰することが想定されるため、今後の調整額の負担方法の在り方については経年で平準化させるために方策を検討していく必要があるとともに NTT 東西においてはより一層のコストの削減を行っていただくことが必要です。～(以下略)</p> <p>○調整額について(P4)</p> <p>今回申請された実際費用方式に基づく接続料について、前々年度の実績値との乖離額(調整額)の影響より、とりわけドライカップ接続料、</p>	<p>調整額制度の見直しをすべきとの各社殿意見に賛同します。</p> <p>接続料水準の予見性向上及び接続料水準の急激な変動を抑制する観点から、調整額の幅を縮小する方法について、検討をお願いします。</p>



項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>中継ダークファイバ接続料が急激に上昇しています。</p> <p>実際費用と再計算した額との乖離額(調整額)が接続料コストに占める割合が大きいケースや需要の変動が大きいケースにおいては、接続料の振幅が大きくなり、結果として接続料水準が安定せず、競争事業者にとっての予見性が損なわれています。このため、調整額による接続料の急激な変動を抑制することについても検討をお願いしたいと考えます。</p>	
4.回線管理運営費_システム開発費について	イー・アクセス株式会社	<p>② 固定部分(システム開発費等)について(P3)</p> <p>平成24年5月から、新たな取り組みとして、NTT東西殿主催による接続事業者向けの「システム改修意見交換会」の定期的な開催が実施されており、システム改修の必要性・費用対効果をご説明いただく場が設置されたことは大変意義があるものと考えます。</p> <p>しかしながら、システム開発費用が高コストであり、開発費用確定に至る経緯や費用対効果が不透明であるため、接続事業者が負担するコストであることから、開発費用の適正性及び妥当性を検証する必要があり、透明性を担保する観点からも意見交換会の場にて説明が必要と考えます。</p> <p>また、現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者に配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。</p>	<p>接続事業者側でも、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、NTT 東西殿という。)のシステム開発費用の適正性や妥当性を検証できるように、以下の対応をお願いします。</p> <p>①「システム改修意見交換会」の場等で、費用対効果(人件費削減や時間短縮等)を数値で示すこと</p> <p>②システムの開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法について提示すること(※)</p> <p>なお、これらの情報については、ほとんどの場合「経営情報」や「機密情報」等を理由に、開示されないことため、NTT 東西殿が開発するシステムや更改設備等の適正性を検証可能となる第三者機関を創設についても検討頂きたいと考えます。</p> <p>※「IT時代の接続ルールに関する研究会報告書」(平成14年7月)において、「OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する</p>



項目	意見提出者	該当部分	再意見
		<p>＜提案内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する</li> <li>意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする</li> <li>意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする</li> </ul>	<p>情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとっても重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある」と整理</p>
5. 効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性	イー・アクセス株式会社	<p>2. その他</p> <p>■効率的な設備集約にむけた更なる取り組みの必要性(P5)</p> <p>NTT東西殿のGC局にコロケーションしているADSL設備の集約化を進めるにあたり、撤去対象設備における現用回線のポート移設を実施したにも拘らず、工事実施時に対象設備にジャンパ線が残っており(以下、残ジャンパ)撤去出来ない事例が多発しております。</p> <p>この場合、接続事業者の設備撤去が遅れた間のコロケーション費用や、再工事費用を接続事業者にて負担することになり、コスト効率化を進める上で障壁となっております。</p> <p>残ジャンパの要因は、解除時のNTT東西殿の撤去漏れが大半を占めておりますので、NTT東西殿には、本事象が根本的に発生しないように</p>	<p>イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>NTT東西殿によるジャンパ未撤去が原因で接続事業者のコロケーション設備撤去遅延が発生した場合の対応(再工事日設定とコロケーション費用の凍結)及び精算(接続事業者が派遣した作業員等の費用について)等のルール化について検討頂きたいと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
		早急に運用を改善していただく必要があると考えます	
6.光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し	KDDI株式会社	<p>○光ファイバに係る各種工事費・加算額について          &lt;光屋内配線の加算額算定に用いるパラメータの見直し&gt; (P3)</p> <p>屋内配線の加算額については、算定に使用している故障修理時間や平均的な使用期間を実態に合わせて見直し、速やかに低廉化を図るべきです。</p> <p>故障修理時間は、～(中略)～NTT東・西においては、作業環境の変化がないと決めつけず、直近の実態について調査を実施し、現在、算定に用いている平成21年度実績と比べどのような結果だったのかを明示した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの可否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用年数(10年)についても見直しが必要です。現在、分岐端末回線と光屋内配線を一体として設置する引き通し形態が主流となっておりますが、屋外に設置され風雨に晒されている光分岐端末回線の耐用年数は15年となっている一方、宅内に設置されている光屋内配線が10年に設定されていることは合理的とは言えないと考えます。</p> <p>したがって、引き通し形態が主流である中、分岐端末回線の耐用年数が15年であること、光コンセント化が進展していることを踏まえ、屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線に直ちに合わせるべきです。</p>	<p>KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに變更すべきと考えます</p>
7.光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間に	KDDI株式会社	<p>○光ファイバに係る各種工事費・加算額について          &lt;光屋内配線工事費の算定に用いる工事時間について&gt; (P4)</p> <p>光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間(2. 467時間)についても、光屋内配線加算額に用いられているパラメータ同</p>	<p>KDDI株式会社殿意見に賛同します。</p> <p>NTT 東西殿は、現在設定しているパラメータ等について、適宜再測定等を行い、実態に則したものに變更すべきと考えます。</p>

項目	意見提出者	該当部分	再意見
ついて		<p>様、これまで見直しが実施されておられません。NTT東・西のフレッツ光や競争事業者によるシェアドアクセスが展開されてから時間が経過しており、技術習熟や作業合理化がなされているはずであることを踏まえると、当該時間は短縮していると考えることが合理的であり、直ちに見直すべきと考えます。</p> <p>そのため、NTT東・西は直ちに実態調査を行い、その結果を総務省及び接続事業者に対して説明した上で、NTT東・西が平成21年度の調査で把握した作業時間の見直しの要否を直ちに明らかにすべきと考えます。</p>	

以上

## 再意見書

平成25年3月8日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号

(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏名 KDDI 株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし  
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成25年1月30日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

当該部分	当社再意見
<p>(2) 平成 25 年度接続料の急激な上昇抑制について</p> <p>弊社共としては、基本的に、今回申請の接続料に関しても、メタル回線コストの効率化等の対策を実施して頂きたいと考えていますが、以下のとおり、暫定的に今年度の接続料の大幅な上昇を抑止する案をご提案させていただきますので、ご検討をお願いします。</p> <p>上昇抑制の具体案としては、災害特別損失と調整額の扱いを単年度に反映するのではなく複数年度に分けて反映する方策が取れるのではないかと考えます。</p> <p>災害特別損失については、被災した設備の維持・運営に係る費用に相当するものが計上されているとのことですが、前述のとおり、接続料原価に算入する以前の問題として、本来特損に組み入れるべきでないものが計上されていないかを厳密な精査することが必要と考えます。</p> <p>その上で、発生する災害特別損失を接続料原価へ算入する場合は、接続料規則第 3 条ただし書の特別な許可が必要であることから、今回、当該特別損失の接続料原価への算入によって接続料が急激に上昇することに配慮し、発生した災害特別損失を 2 年に分け、少なくとも過半を翌年度の接続料原価に反映し、平成 25 年度接続料の抑制を図って頂きたいと考えます。</p> <p><b>【ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】</b></p>	<p>今回認可申請された平成 25 年度のドライカップ接続料は、東日本大震災における災害特別損失の原価算入によって前年度に比して急激に上昇しています。</p> <p>接続料の急激な上昇は、全国の接続事業者の経営に大きな影響を与え、ひいては、ユーザー料金の値上げや事業撤退等が生じ、結果として国民利便を損ねるおそれが生じることになるため、今回、当該特別損失について、接続料原価への算入を単年度で反映するのではなく、半分に分け、2 年に亘り接続料原価に算入し、平成 25 年度のドライカップ接続料の急激な変動を緩和する措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>一方で、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において施設保全費におけるメタル回線と光ファイバのコスト配賦等について議論されているところですが、ドライカップ接続料の抑制を図るために、メタル回線のコストを光ファイバ側に寄せると、低廉化傾向にある光ファイバ接続料が横ばいしないし上昇に転じる懸念があり、F T T H 市場における競争を後退させ、ユーザー利便を損なうことになりかねません。</p> <p>メタル回線については、まずは、より一層のコスト削減努力をすることが先決であり、光ファイバ側へコストを寄せ、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は取るべきではありません。</p>
<p>① 災害特別損失の扱いについて</p> <p>平成 24 年度接続料に引き続き、平成 25 年度においても接続料規則第 3 条に則り原価算入の特別な許可申請がなされていますが、本申請案におけるドライカップ、ラインシェアリングの接続料は大幅に上昇しており、災害特別損失（以下、特損）の原価算入による影響が特に大きいことから、ドライカップ、MDF に関しては、単年度ではなく、複数年度（平成 25 年度と平成 26 年度</p>	

接続料の2年間)に分割した原価算入として、急激な接続料の上昇を抑制する措置を講じていただきたいと思います。

また、平成24年度も特損が発生していることから、平成26年度接続料についても接続料水準の注視が必要と考えます。

**【イー・アクセス】**

MDFについても上昇傾向にあり、ラインシェアリングの接続料上昇の要因となっております。メタル検討会にて、コスト適正化が検討されておりますが、MDFは配賦基準の見直し等では未検討となっております。現状ではコスト適正化の成果を享受できないことから、審議会の場において、ドライカップの見直しと連動して、施設保全費・減価償却費の配賦基準の検証や見直しを行うことで、平成26年度接続料算定に向けて急激な接続料の上昇を抑制する措置を検討していただきたいと思います。

**【イー・アクセス】**

**3. NTT 東日本の災害特別損失について**

NTT 東日本は本件認可申請において東日本大震災に起因する災害特別損失を接続料原価に算入し、接続料規則第3条ただし書きに基づく特別許可申請を行っています。特にメタルの端末系伝送路については平成23年度の特別損失が49億円と他の設備と比較して突出したレベルにありますが、接続事業者にとってこの高額な費用が接続料に算入することが妥当かどうかの十分な検証も行えず、また接続料の急激な上昇の大きな要因となっている事は事業の予見性の観点からも、1回線あたりの上昇レベルにおいても受け入れ難いものです。よって、当該の特別損失費用の妥当性を精査した上で、接続料の急激な上昇を緩和する為に平成25年度と平成26年度の二カ年にコストを分けて計上することを希望いたします。

**【TOKAI コミュニケーションズ】**

今回の NTT 東日本殿によるメタル回線接続料の申請につきましては、昨年度に引続き、接続料の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて当該接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、接続料規則第 3 条の許可を求めています。

NTT 東日本殿の資料によれば、災害特別損失の施設保全費に、「グループ会社等による被災地支援経費」、「支援物資、運搬費」が含まれているとあります。これらの費用について、接続料原価に含まれる施設保全費として計上すべきなのか、その他費用においても、同様に接続料原価に含まれる災害特別損失として不適切なものが含まれないか、厳密に精査を頂きたいと考えます。

【ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】

接続料原価へ算入される費用額としては、平成 24 年度、平成 25 年度ともに 100 億円を超える額となっており、ドライカップ等の接続料水準に特に大きな影響を与えているところです。現状でも総務省殿によって接続事業者が本来負担するに相応な内容や範囲であることの確認は行われているものと理解していますが、詳細な情報公開のもと、接続事業者がその適正性を自ら確認できる取り組みもあって然るべきと考えます。

【イー・アクセス】

### 3. NTT 東日本の災害特別損失について

東日本大震災に起因する特別損失は平成 26 年度接続料にも算入するとされていることから、NTT 東日本は平成 24 年度の実績額の見込みや平成 25 年度以降の計画について接続事業者が早期に公表し、接続事業者の予見性を高めると共に接続料が上昇する場合の措置については関係者間で合意形成を行うことが必要です。

【TOKAI コミュニケーションズ】

東日本大震災における災害特別損失のうち接続料原価に算入されている全てのコストについて、本来、接続料原価とすることが適当でない項目が接続料原価に算入されていないか厳密な精査が必要と考えます。

なお、当該特別損失は、引き続き平成 24 年度においても発生しているため、事業の予見性確保の観点から、今後どのくらいの期間発生し続けるのかといった将来予測や平成 26 年度接続料原価に反映されるコストの具体的内容や金額規模等詳細な情報を接続会計公表後できるだけ速やかに開示し、当該内容について接続事業者の説明すべきと考えます。

<p>現在は光ファイバに関するシステム開発が主になっており、結果的にシステム導入を希望しない、並びにシステム導入の恩恵を受けないDSLサービスの接続事業者が負担している構造になっております。</p> <p>光ファイバは、今後も需要増加が見込まれており、長期的にみてコスト回収可能である環境のため、回線管理運営費のコスト負担を共有しているDSLサービスの接続事業者配慮し、以下のような措置を検討していただきたいと考えます。</p> <p>&lt;提案内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光ファイバ開通申込受付システムの開発費用は、償却期間を10年等に延長する</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者が要望した改修案件については、機能別の配賦とする</li> <li>・意見交換会にて、利用事業者はシステム改修の必要性、費用対効果を確認できる機会が設けられたため、平成25年度以降に導入されるシステム開発費用から機能別の配賦とする</li> </ul> <p>【イー・アクセス】</p>	<p>回線管理運営費について、接続機能毎に算定した場合、光ファイバへの影響が非常に大きく、円滑なマイグレーションを阻害する要因ともなりかねません。また、現時点では、接続事業者におけるメタルと光の需要数に大きな差があり、将来における需要動向が未だ不透明であることを踏まえると、コスト構造を踏まえ変動部分と固定部分に分類し、固定部分のシステム開発費用等を機能別とした場合も、光ファイバへの影響は大きいことには変わりがないことから、当面は現行の算定方法を維持し、光ファイバの需要動向を見極める必要があると考えます。そのため、回線管理運営費に係る全てのコスト要素について、現行の平準化から機能別にすることは現時点で決定すべきではないと考えます。</p>
<p>1. 接続料水準の検証可能性と予見性の向上について</p> <p>接続事業者から見た場合、翌年度の1回線あたりの接続料はNTT東西の本件認可申請時点において初めてその推移や算定根拠を認識することが可能となります。需要が増加傾向にある段階においても接続料の検証可能性と予見性は最大限担保されるべきものですが、需要が減少傾向に転じた場合には、接続料の上昇が接続事業者の事業環境を悪化させひいてはユーザ利便に影響を与える懸念もあることから、当該年度の接続料算定の基礎数値となる実績原価の内訳、稼働回線数実績や調整額の積算根拠となる数値については認可申請前の早期に公表され、接続事業者が算定根拠を検証し事業の予見性を高め、関係当事者で議論を進めていく十分な時間を設けることが必要です。</p> <p>【TOKAIコミュニケーションズ】</p>	<p>翌年度の接続料に関する情報については、認可申請前の段階ではNTT東・西の接続会計が開示されておりますが、それだけでは翌年度接続料がどの程度の水準になるか予測することが極めて困難です。</p> <p>そのため、接続料に対する予見性向上、事業の予見性確保の観点から、接続料原価や稼働回線数実績、調整額、報酬率等の詳細な情報を接続会計公表後できるだけ速やかに開示することが必要と考えます。</p> <p>なお、現在、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」において、接続事業者のメタル回線に係る接続料に対する予見性の向上について検討されているところですが、メタル回線に係る接続料に関する情報の早期公表のみならず、他の接続料についても同様の対応を取ることが必要と考えます。</p>



### 3. 公衆電話について

本申請に係る接続料の算定に当たり、NTT 東西殿は、特設公衆電話に係る端末回線コスト及びNTS コストについて、接続料に算入しており、この算入については接続料規則に規定がないため、本申請と併せて接続料規則第 3 条の許可を求めています。

震災対策等の社会的要請にこたえるための費用については、NTT 東西殿以外の事業者においても、携帯電話の無料貸出し等を実施していることから、接続料原価への算入の是非について、全事業者共通の一般ルールとして考え方を整理した上で、許可申請への対応を実施すべきと考えます。

【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】

特設公衆電話に係るコストについて、接続する事業者も何らかの形で負担することについて否定するものではありません。

ただし、今回、当該コストを接続料規則第 3 条ただし書の規定を用いて公衆電話の接続料原価に特例的に算入する内容で申請が行われていることから、来年度以降に向けて、本来どのような形で接続する事業者も負担することが適切か、改めて十分な検討を行って整理する必要があると考えます。

以 上